



(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔官房報告〕

官房事項

人事院規則二一四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和六十年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件

（人事院公示二）

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係

地方公共団体
会社その他の
会社決算公告

○人事院規則一一四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則
(人事院一一四一一〇)

〔法規的告示〕

○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第九号）を廃止する件（こども家庭庁三）

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（総務九）

○基幹放送普及計画の一部を変更する件（同一）

七

五

四

六

四

一

三

二

一

丸 壴 壴 壴

丸

省

令

○法務省令第二号

○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十六日

法務大臣 平口 洋

商業登記規則等の一部を改正する省令

第一条 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により
改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め
改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになり
改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定を加える

(投資事業有限責任組合契約並て有限責任事業組合契約登記規則の一括改正)
第二条 投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

附 則（施行期日）
この規則は、令和八年三月一日から施行する。
（人事院規則一三四の一部改正）
人事院規則一三四（人事管理文書の保存期間）

		人事管理文書の区分		人事管理文書の例		保存期間	保存期間満了
		規則一一一四(職員の身分保障)	(略)	(略)	(略)	時措置	
備考 五 一 五	(略)	第五条第三項本文 又は第四項の承認 に関する文書	(略)	人事院規則一一一 四第三条第一項第 一号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書	休職が終了す る日に係る特 定日以後三年	廃棄	
(略)	(略)	人事院規則一一一 四第三条第一項第 三号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	人事院規則一一一 四第三条第一項第 二号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	人事院規則一一一 四第三条第二項第 三号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	これらの申請対 する承認の文書	(略)	(略)	(略)	(略)	

		別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）					
		一～三 （略）			四 分限		
		人事管理文書の区分			人事管理文書の例		
備考	五～二十 （略）	員の身分保障） 規則一一一四（職員の身分保障）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	第五条第三項又は 第四項の承認に関する文書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	人事院規則一一一 四第三条第一項第 一号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	人事院規則一一一 四第三条第一項第 三号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	人事院規則一一一 四第三条第一項第 二号の規定による 休職の期間の更新 承認申請書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	人事院規則一一一 四第三条第一項第 三号の規定による 休職の期間の更新 期間の設定承認申 請書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	これらとの申請に対 する承認の文書	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

法規的告示

○内閣府告示第三号
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、令和五年度分の補助金等から適用する。
令和八年一月十六日

別表　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条
第一条第一項第二号に規定する期間は、別表のとおりとする。

沖縄振興公共投資交付 設整備交付金	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金
私立学校施設整備費補助金	私立学校施設整備費補助金	認定こども園施設整備交付金	認定こども園施設整備交付金
金学校施設環境改善交付 事業費補助金	金学校施設環境改善交付 事業費補助金	妊婦のための支援給付 事業費補助金	妊婦のための支援給付 事業費補助金
子どもたちのための教育・ 保育給付費補助金	子どもたちのための教育・ 保育給付費補助金	事業費補助金	事業費補助金
子ども・子育て両立支援 事業費補助金	子ども・子育て両立支援 事業費補助金	付金	付金
子ども・子育て支援施 設整備交付金	子ども・子育て支援施 設整備交付金	付金	付金
子ども・子育て支援事 業費補助金	子ども・子育て支援事 業費補助金		

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	塩素、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性、硫化水素及び冷蔵倉庫用のものに及ぶる液体又は気体の他のもの							
その他のもの	塩素、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性、硫化水素及び冷蔵倉庫用のものに及ぶる液体又は気体の他のもの							
二四年	一五年	一九年	二四年	二五年	二五年	二七年	三〇年	二〇年
その他のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電場用、発電所用、送受信所用、映画館用又は舞踏場用、演奏場用、映画場用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	記事以外のもの	その他のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの

属 設 物 附										
む明電氣設備を含む。設備を含む。										
その他のもの	蓄電池電源設備	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の液体の影響を直接全面的に受けるもとの影の及び冷蔵庫用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	公衆浴場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	のケート場用、製作ステージ用又はと畜場用ス	変電所用、発電所用、送受信所用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用	用店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用学校用又は体育馆用のもの	記事務所用又は美術館用のもの及び左のもの
一五年	六年	一四年	七年	一一年	一五年	一五年	一九年	二〇年	二二年	九

構築物		配発電用又は送電用のもの	前掲のもの及び前掲のものの区分に依るらないもの	可動間仕切り	アーチード又は日よけ設備	エヤーカーテン又はドアーテン	自動開閉設備	避難設備及び害報器	通冷風又は暖房、ラーム設備	昇降機設備	生給水設備及び方衛
地中電線路	送電用のもの	汽力発電用のもの、防波堤の煙突、その他の汽力発電用のものをいう。）、岩壁、桟橋、堤	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）（昭和二十七年法律第三百五十九号）に基づき建設したものに限る。）、小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十九号）に基づき建設したものに限る。）	三年	五年	八年	五年	八年	エレベーター	その他のもの	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のものに限る。）
一五年	四一年	五七年	三〇年	一〇年	一八年	一五年	一二年	八年	一七年	一五年	一五年

用地動場競技用、遊戯場用、学校園運							塔柱、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線										
配電用のもの	鉄塔及び鉄柱	木柱	鉄筋コンクリート柱	地中電線路	添架電話線	配電線	引込線	スタンド	主として木造のもの	主として鉄骨造のもの	主として鉄筋コンクリート造のもの	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他の土工施設	ネット設備	水泳プール	児童用のもの	その他のもの	ジムその他遊戯用のもの
一〇年	三〇年	三〇年	一五年	一〇年	三〇年	四五年	二五年	三〇年	二〇年	三〇年	一五年	四二年	五〇年	三六年			

のれんを除く前のものも	クリ造コントラクトを除く前のものも	鉄骨トントン造コントラクトを除く前のものも	橋岸壁、桟橋、防壁を除く堤防、防波堤、用水塔用ダムやダム	その他のもの	他のもの											
その他のもの	引湯管	下水道、飼育場及び堀	下水道、煙突及び焼却炉	その他のもの	その他のもの											
その他のもの	煙突、煙道、焼却炉、堀及び爆発物 用防壁（爆発物用のものを除く）、堤	防波堤及びトンネル	岸壁、桟橋、防壁を除く堤防、防波堤、用水塔用ダムやダム	五〇年	五〇年											
四〇年	二五年	七年	五〇年	四〇年	一〇年	一五年	三〇年	六〇年	三五年	五〇年	六〇年	三〇年	一五年	一五年	その他のもの	その他のもの

石造のもの を除く。前掲のもの	土造のもの を除く。前掲のもの	金属造のもの を除く。前掲のもの	その他のもの	下水道	防壁 防波堤及び自動車道を除く。堤	その他もの	下水道、埠及び爆発物用防壁	岸壁、桟橋、防壁 防波堤(爆発物用のもの)を除く。堤防
五〇年	三五年	四〇年	四五五年	四〇年	四五五年	四五〇年	五〇年	五〇年
アルカリ類用、塩水用、アルコー ル用その他もの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他前 掲のもの以外の無機酸用のもの	薬品貯槽	ガス貯槽	送配管	橋(はね上げ橋を除く。) はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	その他もの	下水道、埠及び爆発物用防壁	岸壁、桟橋、防壁 防波堤(爆発物用のもの)を除く。堤防
一五年	一〇年	八年	二〇年	一〇年	一五年	三〇年	二二年	四五五年

よ前外前 らのもの ない区のもの も分及び以	舗装道路 面及び 園施設	緑園施設及び 園施設	木造のもの を除く。 前掲のもの	合成樹脂 のものを除く。 前掲のもの	その他のもの	浮ドック	水槽及び油槽
その他のもの	アスファルト敷又は木れんが敷のも のとして木造のもの	コンクリート敷、ブロック敷、れん が敷又は石敷のもの	岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、 トンネル、水槽、引湯管及び埠	橋、塔、やぐら及びドック	他のもの	飼育場	鋼鉄製のもの
五〇年	一五年	一〇年	二〇年	七年	一五年	一〇年	四五五年
主として木造のもの	アスファルト敷又は木れんが敷のも のとして木造のもの	その他の緑化施設及び庭園 施設に含まれるもの	工場緑化施設	他のもの	埠、街路灯及びガードレール つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、 露天式立体駐車設備	浮ドック	水槽及び油槽

具び車両搬及

自転車		二輪又は三輪自動車		その他のもの		報道通信用のもの		ダング式のもの		貨物自動車		その他のもの		小型車（総排気量が二トントル以下の中のものをいう。）		乗合自動車		自転車及びリヤカー		被けん引車その他のもの		大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）		その他のもの		乗合自動車（輪又は三輪自動車を含み、自動車（輪又は三輪自動車を除く）のうち、運送事業用、自動車業用、自動車車両用、自動車車両教用の具両用を除く。）		前掲のものの以降のもの	
二年	三年	六年	五年	五年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	四年	二年	五年	四年	五年	三年	三年	五年	五年	三年	三年	五年	五年	五年	五年	

び器具及
備品

品目	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	金属製のもの	その他のもの	フォークリフト	トロッコ	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	金属製のもの	その他のもの	フォークリフト	トロッコ
及器家 具、他び るもの家ガ の項庭ス電 用機氣機 除掲品器機 くげ るる										
その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	その他のもの	自走能力を有するもの
事務机、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	主として金属製のもの
応接セット	接客業用のもの	その他のもの	接客業用のもの	その他のもの	ペツド	児童用机及び椅子	陳列棚及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの	応接セット
四年	七年	三年	五年	四年	六年	五年	八年	八年	八年	一年五 年

その他の家具	接客業用のもの	主として金属製のもの	その他のもの
陶磁器製又はガラス製のもの	食事又はちゅう房用品	室内装飾品	主として金属製のもの
その他のもの	その他のもの	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	力一テン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する纖維製品
二年	八年	一五年	六年
八	六	三	三
年	年	年	年

通 事務機器及び 通信機器	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
電子計算機	その他のもの	孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの
複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	バーソナルコンピュータ（サー バー用のものを除く）	晒写機器及びタイプライター	その他のもの
その他の事務機器	リモコン	その他のもの	その他のもの
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設置機器	インターホーン及び放送用設備	五	五
電話設備その他の通信機器	テレタイプライター及びファクシミ	五	五
その他のもの	リ	年	年
一〇年	六	六	五
年	年	年	年

金属製のもの	その他もの	その他もの	ドラム缶、コンテナーその他の容器 大型コンテナー(長さが六メートル以上の中のものに限る。)	溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他もの	ポンベ 容器及び金庫	その他もの 主として金属製のもの その他もの	看板、ネオンサイン及び氣球 マネキン人形及び模型	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	オペラグラス	試験又は測定機器
三年	七年	一〇年	八年	六年	五年	一〇年	三年	八年	五年	二年	時計 度量衡器

その他のもの	鳥類	魚類	動物	生物										
					貸付業用のもの	主として金属製のもの	衣装、かつら、小道具及び大装具	ビンゴ器等の遊戯具	スポーツ具	玉突き用具	その他のもの	主として金属製のもの	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの
八年	四年	二年	一五年	二年	五年	一〇年	二年	五年	三年	五年	二年	八年	五年	一〇年

○こども家庭庁告示第三号 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第三号）は、廃止する。 令和八年一月十六日	前掲のもの以外のもの													
	資価止公害却減防	資価無形却減	び機械装置及	通信業用設備	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	無人駐車管理装置	自動販売機（手動のものを含む。）	樂器	葬儀用具	漁具	シート及びロープ 映画フィルム（スライドを含む。）、 磁気テープ及びレコードを含む。）、 きのこ栽培用ほだ木
	機械及び装置	構築物	ソフトウェア	複写して販売するための原本	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの	焼却炉					
	五年	一八年	五年	三年	八年	一七年	九年	五年	一〇年	五年	五年	五年	三年	三年

○総務省告示第九号

電波法（昭和二十六年法律第二百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十二年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年四月一日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣 片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

変 更 後	変 更 前
<p>[第1 略]</p> <p>第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>〔削る〕</p>	<p>[第1 同左]</p> <p>第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 教育放送</p>

放送対象地域	送信場所	周 波 数 (kHz)	空中線電力 (kW)
全 国			
親 局			
東 京		693	500
中 繼 局			
(北海道) 札 幌 函 館 旭 川 室 蘭 釧 路 帶 広 北 見 稚 内 名 寄 遠 別		747 1467 1602 1125 1152 1125 702 1467 1125 1602	500 1 1 1 10 1 10 1 1 1
(青 森) 青 森 八 戸		1521 1377	1 1
(岩 手) 盛 岡		1386	10
(宮 城) 仙 台		1089	10
(秋 田) 秋 田		774	500
(山 形) 山 形 鶴 岡		1521 1035	1 1

(福島) 福島郡 山	1602 1512	1 1
(新潟) 新潟	1593	10
(富山) 富山	1035	1
(石川) 金沢	1386	10
(福井) 福井	1521	1
(山梨) 甲府	1602	1
(長野) 長野 松本 飯田	1467 1512 1476	1 1 1
(岐阜) 高山	1125	1
(静岡) 静岡 浜松	639 1521	10 1
(愛知) 名古屋	909	10
(大阪) 大阪	828	300
(鳥取) 鳥取 米子	1125 1521	1 1
(島根) 松江	1593	10
(岡山) 岡山	1386	5
(広島) 広島尾道	702 1602	10 1
(山口) 山口萩	1377 1125	5 1

(香川) 松	1035	1
(愛媛) 松山島	1512 1602	5 1
(高知) 知村	1152 1521	10 1
(福岡) 九州岡	1602	1
(長崎) 長崎	1377	1
(熊本) 本吉	873 1602	500 1
(大分) 分	1467	1
(宮崎) 崎岡延	1467 1602	1 1
(鹿児島) 鹿児島瀬名	1386 1602	10 1
(沖縄) 那霸垣	1125 1521	10 1

[2 略]
[第3～第7 略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第10号
放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年二月二十一日から施行する
こととしたので、同条第五項の規定に基づき公示する。
令和八年一月十六日

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をいれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変	更	後
---	---	---

第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

第1 [同左]

総務大臣臨時代理
國務大臣
片山わいわ

1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針

(1) 国内放送の普及

ア 地上基幹放送

地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。

(ア) 中波放送

協会の放送については総合放送1系統の放送及び民間基幹放送事業者の放送については1系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国的主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

[(イ)～(オ) 略]

[イ・ウ 略]

[(2)～(4) 略]

[2・3 略]

[第2 略]

第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

[1 略]

2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

[(1) 略]

(2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）

ア 中波放送

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送	総合放送	広域放送 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
	県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]

[イ～エ 略]

[(3)～(5) 略]

参考 第2の〔 〕の記述を並記してもよい。

1 [同左]

(1) [同左]

ア [同左]

[同左]

(ア) 中波放送

協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国的主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

[(イ)～(オ) 同左]

[イ・ウ 同左]

[(2)～(4) 同左]

[2・3 同左]

[第2 同左]

第3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

ア [同左]

[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	総合放送	広域放送 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域
	県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域
[同左]	教育放送	
	全国	
	1	
	[同左]	
[同左]		[同左]

[イ～エ 同左]

[(3)～(5) 同左]

広 告 牆 報

広 告 牆 報

人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第2号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年1月16日

人事院総裁 川本 裕子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 人事院規則11—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項	一 人事院規則11—4（職員の身分保障）に規定する次に掲げる事項
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 第5条第3項本文の規定に基づき、第3条第1項第1号又は第3号の規定による休職の期間の更新について承認すること。	(4) 第5条第3項の規定に基づき、第3条第1項第1号又は第3号の規定による休職の期間の更新について承認すること。
(5)～(8) (略)	(5)～(8) (略)
二 (略)	二 (略)
3 (略)	3 (略)

2 この決定による改正は、令和8年3月1日から効力を発生する。

公 告

諸 事 項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第2989号

名古屋市中区新栄2丁目11番25号 エルミタージュ新栄702号

債務者 株式会社P—L i v e

代表者代表取締役 廣瀬 優

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大野 修平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第362号

岡山県倉敷市中庄1107番地7

債務者 有限会社屋根良

代表者代表取締役 田邊 敏治

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大林 建太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時30分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第810号

栃木県宇都宮市宮の内1丁目28番地7 クリニペルB105号

債務者 株式会社福進建設

代表者代表取締役 福富 正樹

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹澤 隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後2時10分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第5973号

大阪市西区北堀江1丁目5番2号

債務者 株式会社フロンティ

代表者代表取締役 澤本 利行

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 彩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1149号

大阪府藤井寺市道明寺4丁目8番5—108号

債務者 株式会社藤産業

代表者代表取締役 栗田 亮

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪尾 晋一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1216号

広島市中区吉島新町1丁目28番3—1507号、商業登記簿上の本店所在地広島市西区南観音2丁目9番18—404号

債務者 株式会社優英開発

代表者代表取締役 宇佐 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山手 貴文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時45分

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第81号

秋田県山本郡三種町鶴川字無頭50番地5

債務者 有限会社黒咲商事

代表者代表取締役 目黒 清

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時50分

秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第2950号

愛知県半田市向山町1丁目91番地

債務者 株式会社真聖工業

代表者代表取締役 真金 正史

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉坂 華
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第266号

徳島県徳島市新町橋2丁目14番1

債務者 株式会社人材派遣かがわ

代表者代表取締役 増田 利夫

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川城 政人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前10時30分

徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第361号	奈良県大和郡山市山田町2番地の3 債務者 有限会社高橋商会 代表者代表取締役 高橋 幸樹 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小泉 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第294号	広島県福山市新市町大字新市325番地1 債務者 株式会社タカギ 代表者代表取締役 高木美智子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時30分 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第2330号	札幌市厚別区上野幌2条2丁目8番20号 債務者 合同会社ハート 代表者代表社員 吉田 真里 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 敬治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時45分 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1516号	仙台市太白区中田6丁目14番12号 債務者 日本バイメックス株式会社 代表者代表取締役 高橋 公男 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午後1時40分 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第1321号	仙台市青葉区五橋2丁目1番1号 債務者 有限会社福栄電設 代表者取締役 近藤 真二 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松井 拓弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月30日午前11時 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第435号	和歌山県橋本市隅田町垂井40番地の2 債務者 株式会社KM管財(旧商号 株式会社木村屋) 代表者代表取締役 木村 匡伸 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石原 詩二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第422号	埼玉県東松山市松葉町1丁目18番8号 債務者 有限会社東都通商 代表者取締役 松原 勉 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南雲 芳夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時30分 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第63号	大分県佐伯市大字堅田2501番地 債務者 株式会社P e a c e 代表者代表取締役 平野 瞳人 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 耕太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前11時 大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和7年(フ)第2874号	横浜市中区山下町1番地 債務者 株式会社スタッフコミュニケーションズ 代表者代表取締役 工藤 明 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒江 卓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第158号	山口県宇部市松山町3丁目8番6号 債務者 株式会社シノハラ技研 代表者代表取締役 亡井上明男 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大江 公哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時30分 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第2238号	さいたま市中央区大字下落合1022番地 債務者 医療法人慈眼会こうづか眼科 代表者理事長 高塚 忠宏 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 弘毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午前10時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第763号	兵庫県西宮市笠屋町23番39号 債務者 株式会社阪神服装 代表者代表取締役 伊原 祐治 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長城 紀道 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前11時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第8934号	破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第8934号	東京都練馬区貫井3丁目52—5—202 債務者 町田 元 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大島 貴文 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9035号	東京都墨田区京島3丁目67—6—203 債務者 鈴木香緒里 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萩原 篤史 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9041号	東京都足立区花畠8丁目13—35—301 債務者 郷内 勇人 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中陳 道夫 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9147号 東京都江戸川区谷河内2丁目5-12-201 債務者 三澤 晶 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上総 秀一 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 和樹 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9165号 東京都大田区上池台2丁目33-10-302 債務者 岩田 剛志 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島慶太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 博彦 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹下 慎一 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 和樹 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9166号 東京都文京区千駄木3丁目22-11-408 債務者 田中 雅也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 幸子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀田 悠生 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大田 裕章 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月20日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青柳 紀子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第9167号 東京都練馬区西大泉1丁目11-37 債務者 塩見美奈子	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木 拓	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 和樹 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 下平法律事務所 4 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 長野地方裁判所飯田支部

令和7年(フ)第9048号 東京都豊島区西巣鴨4丁目16-4-403 債務者 小口 洋輔 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新城早智子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9093号 東京都清瀬市竹丘1丁目17-26-1121 債務者 永田 千里 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤 歩 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9063号 東京都渋谷区西原3丁目21-10-301 債務者 土生 将人 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 刚紀 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神山 貴洋 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9083号 東京都国立市富士見台1丁目17-35 債務者 早川 郁美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 皆川 秀幸 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9152号 東京都江戸川区東葛西4丁目40-3 債務者 水流 功伸 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 会田 岳央 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9073号 東京都世田谷区若林2丁目17-23-307 債務者 村山 亜紀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千須和厚至 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川辺 雄太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9089号 東京都葛飾区高砂3丁目28-17-202 債務者 藤原 正一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 讓 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9138号 東京都品川区東五反田1丁目6-2-506 債務者 東海林太郎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 之人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9073号 東京都世田谷区太子堂5丁目16-2 クリストル三軒茶屋パート1 511 債務者 田中 讓 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 洋文 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9091号 東京都足立区島根1丁目10-1-203 債務者 渡部 和夢 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮口 麻衣 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9091号 東京都足立区島根1丁目10-1-203 債務者 渡部 和夢 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮口 麻衣 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9180号 東京都荒川区南千住6丁目25-13-302 債務者 北爪 清 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 之人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9081号 東京都板橋区小豆沢3丁目7-30-710 債務者 林 博之 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小田 智典 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9091号 東京都足立区島根1丁目10-1-203 債務者 渡部 和夢 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮口 麻衣 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9144号 東京都板橋区成増3丁目51-11-205 債務者 中山 利彦 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野 光明 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9191号 東京都墨田区押上2丁目19-18-301 債務者 千田 智也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 片倉 秀次 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9193号

東京都世田谷区駒沢4丁目18-22-101

債務者 永井 純也

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 優子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9216号

東京都足立区大谷田1丁目1-1-1416

債務者 西澤 浩二

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福山 純平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9217号

東京都中野区野方2丁目3-4-102

債務者 藤木 良行

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 南 悠樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9218号

東京都足立区皿沼1丁目12-5-201

債務者 岡田 道裕

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 渡邊 優子

4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後2時

6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9222号

東京都大田区西蒲田7丁目61-6-705

債務者 吉岡 聖矢

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 大地
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9242号

東京都北区志茂1丁目9-11-202

債務者 石澤 一郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鹿島 裕輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9257号

東京都大田区久が原1丁目5-12-507

債務者 立花 友里

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北條友里恵
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午前11時

6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9278号

東京都江東区大島2丁目10-17-504

債務者 米須 凱悠

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 正太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9284号

東京都北区上中里2丁目27-2-301

債務者 高津 多恵

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新谷 泰真
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第8996号

東京都豊島区池袋本町2丁目32-13 パレス

池袋A 101号

債務者 鈴木 浩司

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑名 俊光
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9068号

東京都墨田区八広2丁目31-3

債務者 金子 由紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 侑里香
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ) 第9230号 東京都板橋区坂下1丁目39-6 債務者 柏崎 正芳 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 峯田 幹大 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9243号 東京都大田区上池台2丁目26-9 メゾンシャテーヌ2B 債務者 石毛美恵子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横手 聰 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9243号 東京都大田区上池台2丁目26-9 メゾンシャテーヌ2B 債務者 石毛美恵子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤あすか 4 破産債権の届出期間 令和8年2月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ) 第9067号 東京都港区赤坂4丁目11-11-202 債務者 亀田 淳一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 浩太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9094号 東京都江戸川区江戸川5丁目21-7-110 債務者 安藤聖一郎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	4 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 高興 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第9178号 東京都中央区勝どき5丁目8-10-701 債務者 城下みどり 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇田 淳 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9141号 東京都大田区東六郷3-8-4-520、住民票上の住所神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2丁目54-7 1F 債務者 細井 佳祐 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西山 謙 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ) 第9153号 東京都杉並区上荻2丁目30-9-508 債務者 安藤美知子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保坂 康介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ) 第2272号 東京都東久留米市下里4丁目1番6-203 債務者 大湊 晋一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ) 第2273号 東京都町田市木曾東1丁目3番C 5-501号 債務者 村瀬 早子	令和7年(フ) 第2272号 東京都東久留米市下里4丁目1番6-203 債務者 大湊 晋一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ) 第2273号 東京都町田市木曾東1丁目3番C 5-501号 債務者 村瀬 早子	令和7年(フ) 第9094号 東京都江戸川区江戸川5丁目21-7-110 債務者 安藤聖一郎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。	4 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 康 仙華

令和7年（フ）第9162号 東京都足立区江北1丁目7-9-202 債務者 成毛登美子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前山 晃子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲 幸子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年（フ）第9182号 東京都港区南麻布1丁目5-15-301 債務者 堀内 敬史 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北出加代子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細村 賢太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月16日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 奈央 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第9215号 東京都葛飾区西新小岩3丁目27-2 Kパレス201 債務者 高宮 郁美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 雅弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大日方史野 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月10日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 猪本 芳子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後2時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第9304号 東京都豊島区千早2丁目37-3-302 債務者 手塚 隆一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 哲也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月23日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木信易 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部
令和7年（フ）第9149号 東京都練馬区石神井台7丁目27-12 小桜ハイツ1-105 債務者 佐々木信易 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前山 晃子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部

令和7年(フ)第133号

栃木県小山市大字栗宮899番地4

債務者 小野内 巧

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 真
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月18日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年(フ)第9051号

東京都墨田区立花5丁目12-16

債務者 高橋 恒志

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 成貴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9099号

東京都八王子市天神町16-7-401

債務者 高崎 芳典

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 土屋 義隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9105号

東京都品川区東大井1丁目11-25-2606

債務者 芦村 英昭

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星 大介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9112号

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金805-20

債務者 立川 豊

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 千鶴
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9229号

埼玉県戸田市本町1丁目1-5

債務者 三好由紀彦

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中山 祐樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9233号

東京都練馬区豊玉上2丁目23-15-101

債務者 山瀬 智之

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根本 達矢

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9280号

千葉県松戸市北松戸2丁目2-1-202

債務者 石丸 創

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 迅
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9285号

埼玉県朝霞市溝沼7丁目6-16-214

債務者 村松 潤

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤松 文
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9315号

千葉県市川市南行徳4丁目10-6

債務者 金子 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 廣瀬 正剛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第757号

栃木県河内郡上三川町大字大山778番地2、

前住所埼玉県桶川市大字加納148番地の27

債務者 笠倉 祥高

- 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹澤 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第8859号

東京都北区東十条2丁目12-5-302

債務者 大澤 雄二

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川上 邦久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9012号

東京都大田区南馬込2丁目1-9

債務者 北川 雅己

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴山 佳久
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9061号 東京都大田区池上6丁目1-7-801 債務者 笠野 紀子（旧姓尾形） 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸塚 敬介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月26日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小河 洋介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第9157号 千葉県市川市菅野2丁目19-5 債務者 秋山 彰郎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩谷 太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 閑 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦部 明子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第2887号 神奈川県鎌倉市笛田5丁目5番3号 債務者 島村 建人 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野 智仁 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 智人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月9日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 康 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 芹澤 道江 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第9037号 東京都練馬区桜台1丁目24-9-202 債務者 中村 章亮	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福間 智人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水本 陽子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 亮太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9108号

東京都足立区竹の塚5丁目27-1-106

債務者 菊田 瞳郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 朝倉 祐介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9143号

東京都北区西ヶ原1丁目17-5-206

債務者 山下 裕二

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久高 裕之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9241号

東京都荒川区南千住4丁目9-2-305

債務者 今井 健

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原 慎一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9307号

東京都世田谷区大原1丁目24-16-202

債務者 末木 佐知

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新村 韶子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第174号

富山県砺波市秋元501番地

債務者 ろくひら電機こと 六平 哲雄

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂本 義夫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月17日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9042号

東京都大田区大森中3丁目1-4 第15シンエイビル102

債務者 寺内 邦明

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 潤
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9167号

東京都板橋区蓮根2丁目30-18-405

債務者 武田 節子

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡部 鉄平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月16日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9176号

茨城県古河市中央町2丁目6-7-306

債務者 山野亜紗香

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三浦謙一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月14日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで 東京地方裁判所民事第20部

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高遠あゆ子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月14日前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月14日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9254号

東京都大田区多摩川2丁目21-27 スカイコート蒲田5 314

債務者 野口 享志

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 一宏
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年5月22日前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1007号

神戸市灘区桜口町3丁目3番4号

債務者 六甲いりふねやこと 西山 忠明

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 重村 祐昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第267号

徳島県徳島市上八万町西山568番地

債務者 増田 利夫

- 1 決定年月日時 令和7年12月25日前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川城 政人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第560号 鹿児島市荒田2丁目75番9号 ライブARA TA706号、前住所鹿児島市谷山中央5丁目 12番22号 おいで安方 債務者 阿久根 斎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中馬 敏之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田坂 駿佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第5974号 大阪市西区新町3丁目3番8-801号、前住 所兵庫県宝塚市すみれが丘3丁目5番2- 502号 債務者 澤本 利行 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 彩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第530号 鹿児島市下伊敷3丁目88番8号 債務者 落 和正 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 正込健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月11日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第249号 福島県郡山市田村町徳定字塚ノ越40番地の4 ブランドール201号、前住所福島県郡山市西 田町三町目字前長喜田90番地 債務者 橋本 航平 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑島 有子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大原 靖史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第675号 兵庫県西宮市大島町5番26-102号 債務者 ウッド・ニンフ工芸こと 大田 真人 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 寛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月10日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第189号 青森県弘前市大字東城北1丁目5番地17 債務者 布施 博之 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笹 晃説 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第2732号 大阪市住之江区南加賀屋2丁目1番29-903 号 債務者 石田 勝利 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別所 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井誠一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第6271号 大阪市港区波除2丁目4番22-303号 債務者 竹長 真帆 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 寛子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月10日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	令和7年(フ)第241号 鹿児島市鴨池新町3番5-203号 債務者 松山 直樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 聰司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月13日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第2732号 大阪市住之江区南加賀屋2丁目1番29-903 号 債務者 石田 勝利 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別所 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永井誠一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月12日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1150号 大阪府藤井寺市道明寺4丁目8番5-108号 債務者 栗田 亮 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阪尾 晋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第79号 秋田県能代市常盤字町辺195番地1 債務者 佐藤 一夫 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第3950号 大阪府池田市住吉1丁目16番5-103号 債務者 トーポ・ディセニヨこと 吉岡 昭 憲 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 友久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 友久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1465号 京都府城陽市枇杷庄鹿背田90番地の13 債務者 宮田 和輝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎はるか 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月18日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第1465号 京都府城陽市枇杷庄鹿背田90番地の13 債務者 宮田 和輝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎はるか 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月18日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第6016号 大阪市旭区生江3丁目10番15号 吉田マン ション 105 債務者 大扇こと 谷 有二	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 友久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1465号 京都府城陽市枇杷庄鹿背田90番地の13 債務者 宮田 和輝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮崎はるか 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月18日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第79号 秋田県能代市常盤字町辺195番地1 債務者 佐藤 一夫 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大庭 秀俊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月16日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第2220号 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4丁目8番18号 債務者 市之瀬久美子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安井 孟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第362号 奈良県天理市平等坊町176-1-505、住民票上の住所奈良県大和郡市矢田町6072番地35 債務者 高橋 幸樹 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小泉 隆志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第989号 埼玉県川越市宮下町1丁目16番地12 (ミ オ・カーナ105号室) 債務者 田城健太郎 (旧姓大野) 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴羽 良弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雨宮 敬之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第4869号 大阪市生野区巽中1丁目25番12-303号 債務者 徳原起千こと 李 起千 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安原由美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第302号 奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天307番地3 債務者 石原 有香 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 室屋 和輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第317号 愛知県一宮市時之島字古薬師27番地 市営時之島住宅2-506号、前住所愛知県一宮市奥町字宮前13番地6 債務者 村上 周二 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 雄介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 敬治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第5353号 大阪府寝屋川市川勝町1番12号(202号) 債務者 児玉 裕樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲生 貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第251号 鈴路市若草町4番19号 債務者 平尾 隆英 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内山 淑恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 鈴路地方裁判所民事部	令和7年(フ)第100号 鹿児島県霧島市国分松木町5番14号 クリエイト 102、前住所鹿児島市牟礼岡1丁目43番12号 債務者 上塘 智子(旧姓窪園) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 真理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第66号 兵庫県南あわじ市阿万上町366番地 債務者 森西 淳(旧姓阿部) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永澤 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係	令和7年(フ)第981号 埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡3丁目17番47号 債務者 七彩塗装こと 寺師 昇 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 正也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第164号 鹿児島県姶良市大山75番地、住民票上の住所鹿児島県姶良市三拾町182番地 債務者 畠中 正浩 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 梓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 雨宮 敬之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後1時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

<p>令和7年（フ）第5911号 大阪市阿倍野区阪南町1丁目44番8号 菱栄 マンション103号 債務者 出口 亜希 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 駿 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（フ）第423号 埼玉県比企郡吉見町大字長谷657番地4、旧住所埼玉県東松山市松葉町1丁目18番8号 債務者 松原 勉 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 幸太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年（フ）第184号 岐阜県安八郡安八町東結176番地の5、住民票上の住所岐阜県安八郡安八町西結1118番地の1 債務者 ツバキ縫製こと 坪田 敬三 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 敏夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係 令和7年（フ）第2875号 横浜市都筑区大丸4番7-605号 債務者 工藤 明 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒江 卓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 横浜地方裁判所第3民事部 </p>	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年（フ）第308号 北海道深川市あけぼの町15番65号、申立時の住所三重県四日市市大字茂福2306番地3 債務者 Hawa i a n C a f e 魔法のパン ケーキこと 松本 華代 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年（フ）第5246号 大阪市平野区喜連2丁目5番45号 アーバン ルネッサンス 301号 債務者 岡田 優華 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊澤 俊輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	令和7年（フ）第254号 金沢市古府町南301番地1 ドルフ301 102 号、従前の住所岡山県岡山市南区妹尾1565番 地2 債務者 佐藤 慎哉 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（フ）第2645号 愛知県北名古屋市鹿田天王山13番地 イルバ ティオⅠ101 債務者 太間 隆規 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（フ）第2662号 名古屋市中川区前田西町1丁目503番地 ラ ピデンス伏屋Ⅱ101号 債務者 田中 泉 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（フ）第2706号 愛知県春日井市弥生町2丁目53番地7 債務者 矢野 豊 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
---	--	---

官報 (號外第9號)

令和8年1月16日 金曜日

令和

令和7年(フ)第2741号
名古屋市守山区青山台502番地 吉根住宅4
棟109号
債務者 宮澤みや子

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2745号
名古屋市中村区則武本通3丁目46番地 マイ
ステージ則武503号
債務者 羽根田崇史

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2792号
名古屋市中川区江松3丁目1101番地 江松莊
312号、従前の住所名古屋市中川区吉津2丁
目3118番地 潤上マンション2-C号
債務者 古庄 早織

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2798号
愛知県小牧市大字村中8番地1 ヴェスター
フィオーレ103号
債務者 北浦 夏輝

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2809号

名古屋市緑区西神の倉1丁目1010番地 グリーンヒルズ神ノ倉101号
債務者 福井 雅也

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2824号

名古屋市瑞穂区田辺通4丁目25番地 鶴陽明
ハイツ203号
債務者 柴田 譲二

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2831号

名古屋市中村区五反城町3丁目37番地 ソフィアナカキII 406号
債務者 渕口 正朗

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2858号
名古屋市瑞穂区明前町6番20号 プレサンス
ロジエ瑞穂ガーデン1508号
債務者 前田実加子

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2879号
名古屋市港区野跡5丁目3番4-202号 稲永莊
債務者 松田ヒデ子

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2889号
愛知県春日井市堀ノ内町1丁目9番地30 メゾン神領II103号
債務者 有沢 一

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2915号
名古屋市港区九番町1丁目1番地の1 中駒九番団地5棟804号、従前の住所名古屋市港区千鳥1丁目9番23号 エムプレイス201号
債務者 安廣 唯

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2919号
名古屋市南区星崎1丁目18番地 アドバンス
星崎207号
債務者 伊藤 誠悟
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2929号
名古屋市南区三条2丁目26番16号
債務者 前道 佐織
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2932号
愛知県東海市富木島町東長口106番地の29
債務者 横木 リカ
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2974号
名古屋市中区千代田3丁目18番16号 矢野ビル502号
債務者 寺門 幸重
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2975号 名古屋市南区赤坪町102番地 赤坪第2小菅ビル302号 債務者 山本 達也 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第88号 北海道小樽市新光3丁目33番9号 債務者 笹井 澄子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年(フ)第100号 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根土手ノ下31番地1 債務者 小澤 美幸 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 盛岡地方裁判所水沢支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第3051号 愛知県あま市新居屋大日18番地 エルバラッシオ 201号 債務者 中村 翔尉 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第102号 北海道小樽市松ヶ枝2丁目12番11号 債務者 宇野 敬子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年(フ)第1361号 宮城県岩沼市藤浪1丁目9番11-102号、従前の住所宮城県名取市植松字入生354番地の15 債務者 荒川 康平 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所水沢支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第286号 高知市廿代町6番24号 ドルフ廿代506 債務者 田所 圭一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第16号 北海道稚内市緑6丁目13番12号 アークヒルズ6 205号 債務者 新谷 恒治 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所稚内支部	令和7年(フ)第1368号 宮城県多賀城市桜木2丁目7番30号 ネオファミリーユーT-1202 債務者 佐々木公一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第289号 高知市前里347番地 光城ハイツⅢ・104 債務者 松下 綾夏 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第98号 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根杉ノ崎48番地25 債務者 千葉 愛美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 盛岡地方裁判所水沢支部	令和7年(フ)第1500号 仙台市青葉区荒巻本沢2丁目14番12号 荒巻アパート106 債務者 佐藤 康弘 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	
令和7年(フ)第1446号 仙台市太白区西中田6丁目13番15-1110号 債務者 武藤留美子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 高知地方裁判所破産係	令和7年(フ)第1446号 仙台市太白区西中田6丁目13番15-1110号 債務者 武藤留美子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係		

令和7年（フ）第112号 宮城県柴田郡大河原町字新桜町8番地1 シティハイムアンシャンテA棟101号 債務者 佐藤 知子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所大河原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所能代支部	令和7年（フ）第775号 栃木県宇都宮市錦2丁目9番5号 リバーサイド錦401号室、前住所栃木県宇都宮市江曽島1丁目2番16号 コーポ篠崎202 債務者 澤木 蓮華 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年（フ）第176号 秋田市将軍野東3丁目4番13号 債務者 神田 旭 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（フ）第272号 茨城県土浦市田中2丁目2番2号 セジュール田中Ⅱ A棟 102号室 債務者 宇山 瑛子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年（フ）第254号 秋田市広面字樋ノ沖8番地2 グレースコート101、旧住所秋田市手形田中1番38号 債務者 奥州谷 拓 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（フ）第326号 茨城県つくば市天久保2丁目8番地12 天久保アパートメント106号 債務者 小松 一憲 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年（フ）第76号 秋田県能代市南元町4番57号 アバンテ能代204 債務者 小野真由美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第756号 栃木県宇都宮市築瀬3丁目18番18号 セルバB103号室、前住所栃木県日光市小林2649番地 債務者 小池 悠策 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年（フ）第800号 栃木県鹿沼市上南摩町343番地 債務者 石川 美紀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第808号 栃木県宇都宮市陽南4丁目6番50号 パナハイツサカモトB105、前住所栃木県宇都宮市陽南4丁目1番1号 宮原市営住宅1号棟406号室 債務者 富田 由春 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年（フ）第825号 栃木県真岡市石島833番地1 マルワハイツA-303、前住所茨城県筑西市下江連358番地5 債務者 柴山 光夫 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年（フ）第829号 栃木県佐野市米山南町51番地10 債務者 山本 綾子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第552号 新潟市西区坂井東4丁目7番7号 債務者 宗村 悅子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（フ）第80号 新潟市西区坂井東4丁目7番7号 債務者 宗村 悅子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第565号 新潟市西区上新栄町6丁目1番3号 コーポ・セラージュ24号 債務者 増川 里美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 長野地方裁判所飯田支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年（フ）第579号 新潟市中央区本町通9番町1322番地1 フィオーレ新潟202号 債務者 坂井 健作 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年（フ）第74号 山梨県都留市法能1045番地1 ガーデンタカラ宮代台103 債務者 渡邊 武 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年（フ）第57号 長野県下伊那郡平谷村443番地1 債務者 廣川 貴幸 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部
令和7年（フ）第367号 大津市比叡1丁目28番28号 306 債務者 横谷 将城 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年（フ）第439号 大津市高砂町22番18号 ムツミ荘102 債務者 右田 福見			

<p>令和7年(フ)第353号 奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目26番15-102号 傾債務者 武安美恵子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所破産係 令和7年(フ)第289号 奈良県磯城郡田原本町大字秦庄432番地の8 傾債務者 岡本 康博 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係 令和7年(フ)第18号 和歌山県新宮市王子町1丁目3番13号 傾債務者 清水 七美 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 和歌山地方裁判所新宮支部 令和7年(フ)第162号 鳥取県鳥取市美萩野5丁目527番地88 傾債務者 岡本 奈美 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鳥取地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第171号 鳥取県鳥取市湯所町1丁目770番地 傾債務者 田村 孝太 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 松江地方裁判所民事部 令和7年(フ)第698号 岡山市北区富田158番地3 傾債務者 東 稔洋 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鳥取地方裁判所民事部 令和7年(フ)第1165号 広島市安芸区船越南3丁目8番2-303号 レジエンド船越南 傾債務者 金吉 剛 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第705号 岡山市北区神田町2丁目3番16号 K2スクエア103 傾債務者 福尾 满 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 岡山地方裁判所第4民事部 令和7年(フ)第263号 広島県神石郡神石高原町油木字門田原 甲2493番3 村上アパート 102号室、住民票上の住所広島県三次市甲奴町小童1045番地 傾債務者 角健林業こと 角谷 健太(旧姓伊達) 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年(フ)第156号 山口県下関市一の宮学園町5番17号、前住所東京都世田谷区下馬1丁目40番22号 イリーズ101 傾債務者 松尾 秀樹 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p>
---	--

<p>令和7年(フ)第157号 山口県下関市豊浦町大字川棚5215番地 債務者 甲斐 直人 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第160号 山口県下関市綾羅木本町8丁目2番23号 コーポIVY A-302号 債務者 坂本 敬子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第161号 山口県下関市東観音町6番5号 債務者 石渡 直貴 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第165号 山口県下関市新堀田西町3丁目1番A-402号 県営住宅 債務者 山縣美奈子(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 山口地方裁判所下関支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第372号 愛媛県松山市下伊台町526番地39 債務者 上田 友加 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第393号 愛媛県松山市神田町8番10号 神田町戸建 1号 債務者 池脇 加枝 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 松山地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第49号 愛媛県宇和島市寄松甲334番地7、前住所兵庫県加古郡播磨町野添428-9 播磨バルハウ ス 債務者 宮本 翔 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係</p> <p>令和7年(フ)第558号 宮崎市大字郡司分丙9830番地1 メゾンエス ペランス201号、前住所宮崎県児湯郡木城町 大字高城3905番地3 高城貸家1号棟 債務者 松本 幸輝 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第29号 高知県高岡郡佐川町甲322番地5 藤原莊 2-2(旧住所 高知県高岡郡佐川町甲769番地) 債務者 近澤 忍 1 決定年月日時 令和7年12月24日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 高知地方裁判所須崎支部</p> <p>令和7年(フ)第112号 大分県中津市大字湯屋351番地1 YUYA BASE 206 債務者 若藤 健一 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第195号 宮崎県日向市大字富高6960番地5 県営住宅 古城ヶ鼻団地4号棟4-2号 債務者 クロギ・チャリティ・メイ・カガサン 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第212号 宮崎県日向市梶木町2丁目123番地 ブルームハウス5号 債務者 甲斐 陽子 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p> <p>令和7年(フ)第214号 宮崎県延岡市大門町315番地1 コーポ吉田 B 101 債務者 山本 利和 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 宮崎地方裁判所延岡支部</p>	
--	--	---	--

令和7年(フ)第450号 鹿児島市吉野町3073番地75 債務者 尹 麻美 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第274号 福島県郡山市宇桑野清水台48番地の5 サン ピューハイツ開成303号 債務者 小谷 真琴(旧姓和知) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 富山地方裁判所魚津支部
令和7年(フ)第613号 鹿児島市郡元2丁目3番1号 グリーンハイム205号、前住所鹿児島市甲突町25番5号 アミューパレスG401号 債務者 藤元 未来 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	令和7年(フ)第165号 鹿児島県霧島市溝辺町有川640番地3 債務者 花岡 雄一 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年(フ)第97号 石川県小松市梯町ホ41番地 リアン104 債務者 工藤 れの(旧姓金原) 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第619号 鹿児島市桜ヶ丘5丁目40番地14 第3伊藤コーポ103号 債務者 張ケ谷まさ 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第312号 沖縄県沖縄市美原4丁目14番12号 いちょう アパート2F 債務者 喜納 武志 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第642号 兵庫県尼崎市東本町4丁目81番地レオパレス 東本町II201号、前住所大阪府岸和田市荒木町2丁目22番1-401号 債務者 荒木 肇 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第625号 鹿児島市武2丁目32番21号 YSKビル武町607号、前住所鹿児島県出水市高尾野町下高尾野2367番地1 債務者 佐々木優作	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第98号 岩手県陸前高田市気仙町字愛宕下321番地 市営住宅今泉団地1202号 債務者 米倉しのぶ 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第2291号 東京都東村山市本町3丁目2番地30ルシエル東村山202 債務者 チョウ カ カン 張 嘉歎 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
		令和7年(フ)第34号 富山県黒部市天神新235番地2 債務者 武田 明美 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第688号 兵庫県尼崎市東園田町9丁目4番地の25ライズワン阪急園田301 債務者 梅木 幸一 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第713号 兵庫県尼崎市水堂町4丁目3番10-1002号 債務者 堀川 周吾 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第1220号 広島市安芸区上瀬野南1丁目2024番地3 谷アパートB 債務者 磯脇 翔太 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事部第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事部第4部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第736号 兵庫県尼崎市東難波町3丁目17番19号 債務者 福田由香里 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第743号 兵庫県尼崎市稻葉荘1-18-22住宅型有料老人ホームサンシャインコート稻葉荘、住民票上の住所兵庫県神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目8番9号 債務者 日山 二水 保佐人 遠藤 格 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第1896号 さいたま市北区土呂町1496番地 フォルトゥーナ大宮公園206号室、旧住所さいたま市見沼区大字蓮沼428番地1 サンミロードⅡ 102号室 債務者 平出 明来（旧姓杉本） 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 徳島地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第257号 奈良県天理市櫟本町1285番地 天理県営住宅C-1棟1004号 債務者 竹内 里美 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第2185号 埼玉県久喜市葛梅606番地52 債務者 高橋 怜奈（旧姓鈴木） 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第979号 埼玉県入間市黒須1丁目11番4号 グランドピアK2-211 債務者 都外川菜未（旧姓塩島・高橋） 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第926号 埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘5丁目3番11-411号 ヒルサイドテラス・鶴ヶ島 債務者 太田 麗子 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第1005号 埼玉県所沢市所沢新町2521番地の6 グリーンビレッジA-105 債務者 田浦 良昭 1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第302号 金沢市泉3丁目14番36号 ブランニューハイツI201号、従前の住所金沢市観音堂町口214番地 グリーンベル101号 債務者 恒川 歩夢 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年（フ）第93号 佐賀県唐津市呼子町呼子3555番地2 債務者 宮本 勝也 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年（フ）第102号 佐賀県唐津市鏡3655番地 ゴールデンハイツⅡA-303号 債務者 新井 修治 1 決定年月日時 令和7年12月25日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（フ）第124号 北海道苫小牧市あけぼの町5丁目1番18号 北海道福山通運（株）苫小牧支店2階 債務者 高橋 祐二 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第56号 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字天間19番地11 町営住宅上町第3団地E棟、前住所岩手県下 閉伊郡岩泉町岩泉字村木18番地44 債務者 糸森 隆英 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 盛岡地方裁判所宮古支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第2140号 埼玉県上尾市大字平方4300番地1 ブルーア ローβ102、旧住所埼玉県上尾市川1丁目8 番地31 パステルハイム101 債務者 北山 裕子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第2233号 埼玉県久喜市鷺宮5丁目31番7号 パールシ ティハイム201号、旧住所埼玉県久喜市六万 部1090番地3 債務者 作山 光塩（旧姓蒲生） 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第2263号 さいたま市大宮区天沼町1丁目416番地 口 ワイヤルフレーズ武蔵野107 債務者 山本 茗 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第724号 埼玉県草加市遊馬町619番地6 債務者 杉谷 学 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第969号 埼玉県日高市大字鹿山197番地1 リリー ヴィレッジCREST107 債務者 矢野 亮太 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第409号 埼玉県比企郡小川町大字韁負611番地1 ラ・フォーレ竹沢203 債務者 鎌田 大輔 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。
令和7年（フ）第429号 埼玉県比企郡小川町大字小川714番地1 ツ インヴィラA102 債務者 吉田 美月 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手續を廃止する。

令和7年(フ)第1877号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1943号	千葉県浦安市高洲2丁目6番2-804号浦安高洲県営住宅、住民票上の住所愛知県一宮市北小渕字西轍75番地 債務者 足立 宜隆	1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1888号	千葉市中央区鶴沢町22番29号 カーサ鶴沢102号 債務者 石山 和樹	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2005号	千葉県市原市野毛337番地4 債務者 田口 明克	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1899号	代替住所A、旧住所千葉県市川市相之川2-15-16 サントミグランドールマンション(旧南行徳グリーンランドビルⅡ)405 債務者 藤本 耕一	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第2006号	千葉県市原市野毛337番地4 債務者 田口トキ子	1 決定年月日時 令和7年12月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1942号	千葉市緑区大膳野町4番地909 債務者 吉岡志津香	1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2009号	千葉県船橋市二子町588番地1 西船橋リリエンハイム武番館604号 債務者 昌山 恵(旧姓岡本)	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2042号	千葉県船橋市二子町588番地1 西船橋リリエンハイム武番館604号 債務者 大塚 湧斗	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年12月27日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ) 第2177号	千葉県市原市古市場289番地7 債務者 天方 文博 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ) 第2178号	千葉県船橋市馬込町950番地40 債務者 渡辺 孝緒 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ) 第2181号	千葉県船橋市高根台3丁目3番250棟102号 債務者 廣瀬 和生 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ) 第2192号	千葉市中央区星久喜町199番地6 サンハイム星久喜101号 債務者 伊藤 直樹 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ) 第2001号	東京都東久留米市前沢5丁目32番15号サンアベニュー弥生2 304号 債務者 黒岩 文之 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6127号	大阪府八尾市志紀町1丁目11番地の2 リバーライトビル305号 債務者 森岡 栄生 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第5240号	大阪市平野区瓜破東8丁目9番2-402号 債務者 小島 恵子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第5771号	大阪市福島区大開1丁目9番10-502号、前住所大阪市福島区吉野3丁目14番14号 債務者 市原 秀人 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第5928号	大阪市此花区春日出中2丁目17番2号、住民票上の住所大阪市此花区春日出南2丁目2番18-201号 債務者 河原 優希 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。
令和7年(フ) 第6192号	大阪市平野区喜連2丁目1番21-709号 債務者 志學 達生 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第6397号	大阪市平野区喜連西4丁目5番6-709号 債務者 松本 綾子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6446号 大阪府東大阪市楠根1丁目5番11—512号、 前住所大阪府大東市新田西町6番46号 ピュ アリティ90—201号 債務者 糸山 勝治 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第6466号 大阪市中央区谷町9丁目2—2 ノブリード 谷町502、住民票上の住所大阪市天王寺区石 ヶ辻町13番8号 パストラーレ上本町403号 債務者 市川チャリスアンこと DELA C RUZ CHARISSE ANN 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第6514号 大阪市阿倍野区美章園1丁目2番26—204号 債務者 有吉 秀徳 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月27番2—302号 ビ レッジハウス向ヶ丘 債務者 石川 朗 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所一宮支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第521号 沖縄県那覇市古波蔵3丁目19番13号 コーポ ラス城間103、住民票上の前住所沖縄県那覇 市赤嶺2丁目5番地1 県営赤嶺市街地住宅 7—108 債務者 与那覇 健	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第372号 千葉県八街市文達301番地2819 債務者 杏澤 慎子	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 東京都八王子市文達301番地2819 債務者 杏澤 慎子	1 決定年月日時 令和7年12月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京都八王子市鎌水2丁目84番地9—601 債務者 藤城 広文	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1439号 横浜市緑区長津田みなみ台7丁目33番地15 上の原グリーンハイツ1号棟508号 債務者 木村 千穂 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第3113号 横浜市中区鷺山59番地1 ピュアスプリング 山手1号棟202 債務者 渡辺 真央 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第2495号 横浜市泉区上飯田町873番地1 サンパ ティークいずみ中央205号 債務者 鳥羽野小百合 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第3184号 横浜市南区東戸町9番地2 ハイツ小野 1-203 債務者 天野ユキノ 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第2527号 横浜市港北区大倉山6丁目24番5号 債務者 久保田泰博 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第3202号 神奈川県鎌倉市山ノ内909番地 ボナール北 鎌倉201 債務者 辰馬 優太(旧姓小島) 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第3056号 神奈川県鎌倉市小町3丁目12番21号 債務者 石渡 純 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1233号 京都市南区吉祥院九条町44番地1 グレース 板倉 201 債務者 松岡美由紀 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1486号 京都市木津川市梅美台6丁目9番地20 債務者 湊 有紀子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1486号 京都市木津川市梅美台6丁目9番地20 債務者 湊 有紀子 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1532号 京都市北区鷹峯旧土居町4番地3 楽只市営 住宅第22棟405号 債務者 仲田真由美	令和7年(フ)第1532号 京都市北区鷹峯旧土居町4番地3 楽只市営 住宅第22棟405号 債務者 仲田真由美	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第586号
鹿児島市荒田1丁目30番11号 メゾン甲南
406号
債務者 山門 千嘉
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第597号
鹿児島市東坂元4-13-17 脇田マンション
102号
債務者 高岡亜沙美
1 決定年月日時 令和7年12月25日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第357号
千葉県印西市大塚3丁目43番地23
債務者 森 一男
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
　　千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第365号
千葉県白井市西白井4丁目19番地14
債務者 山本 美香
1 決定年月日時 令和7年12月24日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第317号

青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸46番地1
債務者 田中くに江

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第159号

山口市大内氷上4丁目18番12号
債務者 河村比呂美

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第299号

長崎県長崎市京泊1丁目16番5号
債務者 本田しのぶ

1 決定年月日時 令和7年12月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第319号

長崎県長崎市本河内3丁目32番12-204号
債務者 上川 武

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 25 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 6 日まで
 長崎地方裁判所民事部破産係
令和 7 年（フ）第 324 号
 長崎県長崎市虹が丘町 22 番 23 号 船倉アパート 101 号室、旧住所岡山県笠岡市美の浜 31 番地 7 セフィラ美の浜 103
 債務者 大谷 優也
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 25 日午前 10 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 3 月 6 日まで
 長崎地方裁判所民事部破産係
令和 7 年（フ）第 5790 号
 大阪府交野市郡津 3 丁目 71 番 15—203 号
 債務者 松澤 斗悟
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 27 日まで
5 免責審尋期日 令和 8 年 3 月 13 日午後 1 時 30 分
 大阪地方裁判所第 6 民事部
令和 7 年（フ）第 5929 号
 大阪府東大阪市横沼町 1 丁目 2 番 13 号
 債務者 加登 利香
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 24 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 27 日まで
5 免責審尋期日 令和 8 年 3 月 17 日午後 1 時 30 分
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和7年(フ)第5939号
大阪市東住吉区矢田4丁目10番32号 G A R
DENIA東住吉 301号、前住所和歌山県
橋本市神野々284番地の1 ハッピーヴィラ
神野々202
債務者 杉本明日菜

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月6日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6138号
大阪市福島区大閑2丁目5番23号 池田ビル
302号
債務者 近藤 清芳

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月6日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第9255号
東京都江戸川区東葛西4丁目34-3-305
債務者 相原 沙紀

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9287号

東京都葛飾区白鳥1丁目3-2-203

債務者 田口 英司

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9332号

新潟県上越市中央4丁目8-30

債務者 池澤 和也

1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9336号

東京都新宿区戸山2丁目11-1401

債務者 山崎 純一

1 決定年月日時 令和7年12月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9390号

東京都江東区辰巳1丁目10-77-406

債務者 小谷野さつき(旧姓平澤)

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9409号

東京都大田区大森西5丁目18-6-203

債務者 伊東 真紀

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第9386号

東京都豊島区東池袋3丁目13-12-318

債務者 小泉智江美

- 1 決定年月日時 令和7年12月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和7年(フ)第340号

栃木県宇都宮市中戸祭町832番地1 戸祭職員住宅2号棟202号室

破産者 小貫 脩羽

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第347号

栃木県小山市大字喜沢243番地8 ハートランド小山式番館、前住所栃木県小山市美しが丘3丁目21番地10

破産者 亡近田裕一相続財産

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第603号

栃木県日光市文挟町2番地2

破産者 岡部 善彦

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第615号

栃木県宇都宮市西川田本町2丁目6番18号

破産者 株式会社NOST

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第616号

栃木県宇都宮市上戸祭町3065番地33、前住所

栃木県日光市山口908番地33

破産者 上澤 駿太

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第626号

栃木県宇都宮市清原台2丁目26番17号 コーポM1 102号室

破産者 木島 哲

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第658号

栃木県宇都宮市西川田3丁目22番3号

破産者 秋元 英和

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第762号

千葉県船橋市三咲2丁目10番6-101号

破産者 小寺 昭人

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1341号

千葉県市原市海士有木1159番地3

破産者 株式会社ぐらすふいーるど

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1342号

千葉県市原市海士有木1159番地3 株式会社

ふいーるど

破産者 草野 光治

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1466号 千葉県市原市郡本5丁目76番地 破産者 大島 和樹 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第1570号 千葉市中央区道場南2丁目15番1号 破産者 有限会社高木創建 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第711号 埼玉県入間市新久清水沢820番地51号 破産者 門馬建興運輸有限会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第1573号 東京都世田谷区弦巻1丁目23番8-311号 破産者 有限会社AZZURRO 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第1692号 千葉市花見川区作新台5丁目13番5号 破産者 中野 詩織 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第28号 神奈川県横浜市港南区東永谷3丁目43番40-103号、開始決定時の住所千葉県八街市東吉田226番地110 破産者 長井 一秀 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(フ)第689号 埼玉県坂戸市本町7番2-806号ジェム坂戸グリーンアベニュー 破産者 インクリース株式会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第1574号 千葉県市原市光風台2丁目469番地2 破産者 印東 潔 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1560号 千葉市花見川区千種町124番地1 ピオプレイス206号 破産者 永田 卓哉 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第379号 鹿児島市西谷山2丁目19番13号 破産者 株式会社L i a n a h 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	令和7年(フ)第236号 千葉県習志野市実料4丁目13番17-205号 破産者 田代 薫 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第317号 千葉県白井市富士151番地の2 白井ロジュマン607号、前住所千葉県印西市滝野3丁目5番3号棟501 破産者 小川 真志 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1423号 千葉県佐倉市上座930番地16 破産者 株式会社LADIA TE 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第147号 北海道旭川市豊岡四条10丁目4番19号 破産者 有限会社AKI土建 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1459号 千葉県船橋市丸山1丁目33番4-3号 破産者 酒庭紗緒利(旧姓筒井) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第207号 千葉県富里市七条646番地190 破産者 佐久間保夫 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第1424号 千葉市稻毛区山王町72番地13 破産者 鈴木 樹里(旧姓塚本) 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第1331号 埼玉県川口市大字安行原130番地 破産者 株式会社CRANEコーポレーション 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第1515号 千葉県市川市大洲4丁目1番1-201号(工 スポートエビス) 破産者 津金千代美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐倉支部	令和6年(フ)第766号 横浜市港南区丸山台3-11-16 破産者 株式会社マイホーム・スタジオ 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第382号 静岡県島田市高砂町6253番地の1 レオパレスこっこま108号室、旧住所静岡県島田市本通7丁目8732番地の10 破産者 亡増田浩志相続財産 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第563号 横浜市港北区新吉田町5592番地1 破産者 株式会社G E N K I 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第199号 愛媛県松山市久万ノ台414 破産者 合同会社ゆやま事務所 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第736号 名古屋市天白区野並3丁目311番地 破産者 株式会社D E N' S 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第1151号 広島県安芸郡熊野町出来庭3丁目6番30号 破産者 有限会社エコー設備 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年（フ）第544号 宮崎市橋通西1丁目3番22号 破産者 株式会社D E P O T 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第1012号 京都市東山区柿町通新宮川筋東入西川原町478番地サンパレス東山101号 破産者 有限会社伸誠住建 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第58号 長崎市住吉町13番4号LA B E L L Aビル 1階 破産者 有限会社U N E Q U A L E D 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年（フ）第137号 富山県南砺市松木38番地の2 破産者 エスケー管財株式会社（旧社名三恵金属工業株式会社） 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第1269号 千葉県船橋市習志野台3丁目5番10棟402号 破産者 高橋 政市 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第1269号 千葉県船橋市習志野台3丁目5番10棟402号 破産者 高橋 政市 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第497号 兵庫県尼崎市西立花町4丁目12—5 破産者 株式会社t o o 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第49号 静岡県御前崎市佐倉2047番地の1 (株)日本拓志工業所寮内、前住所浜松市浜名区引佐町花平185番地 破産者 野牧 克眞 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和6年（フ）第479号 神戸市中央区海岸通6番地 破産者 濃谷油脂株式会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年（フ）第2604号 神奈川県藤沢市遠藤3115—8 中野行博方、住民票上の住所横浜市戸塚区東保野町85番地12 破産者 村越 恭子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年（フ）第381号 愛媛県松山市鷹子町67番地3 破産者 有限会社愛媛ロジスティクスサービス 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年（フ）第63号 埼玉県大里郡寄居町大字富田1726番地11 破産者 堀越 義男 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年（フ）第109号 大阪市此花区四貫島2—1—9 破産者 株式会社E 1 l e Na	横浜地方裁判所第3民事部	松山地方裁判所民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係 4 主文 破産者について免責を許可する。
			さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第64号 埼玉県大里郡寄居町大字富田1726番地11 破産者 堀越 幸子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第69号 茨城県神栖市太田683番地106 サンコーポ波崎B103 破産者 谷島 章子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第1596号 さいたま市緑区東浦和7丁目32番地7 マナハウス205号 破産者 鶴浦 弘 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第298号 埼玉県比企郡嵐山町大字川島1516番地10 フォレストガーデンE棟 破産者 大久保宥哉 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第71号 茨城県神栖市太田683番地106 サンコーポ波崎B103 破産者 谷島 征樹 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第1611号 さいたま市見沼区大字風渡野324番地15 破産者 渡邊 純 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第432号 鹿児島市吉野町3893番地5 破産者 山下 和博 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第4号 栃木県下都賀郡壬生町幸町3丁目14番8号 破産者 照井美智こと 李 垣叔 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年(フ)第1620号 埼玉県上尾市小泉8丁目14番地3 ラ・ルクシユールⅡ 201、旧住所埼玉県上尾市浅間台4丁目4番地19 破産者 おにぎり専門店C O R O L Y上尾店ごと堀江 誠司 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第7号 沖縄県宮古島市伊良部字仲地163番地 破産者 平山 茂治 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部	令和7年(フ)第56号 秋田県山本郡三種町芦崎字追泊53番地1 破産者 中田 勝広 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部	令和7年(フ)第317号 埼玉県坂戸市大字石井2305番地38、前住所埼玉県坂戸市大字紺屋137番地15 破産者 大住 政義 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第1704号 札幌市白石区中央1条7丁目6番8号 破産者 萩原 久美(旧姓矢野) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所平良支部	令和7年(フ)第58号 茨城県潮来市潮来7434番地3 桜田アパート101 破産者 永山 薫 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年(フ)第1585号 埼玉県朝霞市三原3丁目34番33号 エレノア201 破産者 郷野 光昭 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第500号 埼玉県ふじみ野市長宮2丁目1番地19 七 ジュールコーポK101 破産者 佐々木邦之 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第2267号 横浜市磯子区杉田4丁目11番39-308号 破産者 貞川恵里奈 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第1485号 千葉県流山市南流山10丁目14番地の12 N. 南流山201、開始決定時の住所名古屋市西区上名古屋3丁目2番19号 アバンテ浄心904号 破産者 佐々木渉 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第587号 京都市右京区嵯峨天龍寺今堀町14番地14 破産者 石倉 英夫 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第569号 埼玉県川越市砂新田2丁目19番地8 (リバ プールN. 502号室) 破産者 増田 崇人 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第171号 静岡市葵区横田町2番10-202号 破産者 平岡 啓市 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1496号 名古屋市天白区高坂町11番地 高坂荘5棟 308号 破産者 丸茂 孝 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第1013号 京都市東山区新宮川町通松原下る西御門町 460番地1 破産者 金谷 佳一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第599号 埼玉県狭山市富士見1丁目14番2号 アーベ イン狭山705 破産者 西嶋 一史 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第520号 静岡県藤枝市横内75番地、住民票上の住所静 岡県藤枝市滝沢4038番地 破産者 澤口 桃子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2083号 名古屋市中村区中島町4-29-7 ハーモニーテラス中島町202号室、開始決定時の住 所名古屋市中村区岩塚町5丁目6番地の1 破産者 笹田 大貴 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第779号 神戸市北区南五葉2丁目4番4-405号 破産者 山崎電気こと 山崎 進 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第673号 埼玉県鶴ヶ島市脚折町1丁目21番14-201号 第二宝荘、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 1987番地19 破産者 菅野 広文 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第1226号 愛知県尾張旭市長坂町南山2939番地19、従前 の住所愛知県瀬戸市柳ヶ坪町58番地の6 破産者 佐伯 典子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2132号 名古屋市中川区野田1丁目690番地 フタム ラビル302号 破産者 大久保恵美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第110号 和歌山市六十谷801番地 破産者 新家 舞(旧姓荒澤・井上) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第179号 群馬県佐波郡玉村町大字下新田836番地1 レーベンボーゲンB103 破産者 内田 直人 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第239号 群馬県前橋市川原町1丁目36番地5 破産者 岩田 雄二 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第316号 群馬県前橋市荒牧町50番地6 504号 破産者 一場 令江 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第549号 埼玉県富士見市関沢1丁目5番26-112号 破産者 上野 佳祐 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第564号 横浜市都筑区北山田6丁目6番23号 破産者 木村 元気

1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1842号 横浜市保土ヶ谷区今井町422番地 破産者 菊地 祐矢 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第22号 富山市神通町1丁目2番35号、前住所富山市 神通町1丁目1番25号 破産者 アイディアライズことR&Tこと 野 田久美子 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第51号 富山市音羽町2丁目2番1号 破産者 山口 守 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第93号 富山市曙町6番34-201号 ジョイナス曙町 破産者 山田佐代子

1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第57号 富山県高岡市福岡町下菱新122番地 破産者 中山 欣一 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第120号 富山県氷見市柳田3674番地2 破産者 山口 宏 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第124号 富山県砺波市宮森新157番地 破産者 平岡 広次 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第130号 富山県小矢部市津沢491番地 破産者 田中 正仁 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第102号 広島県呉市広横路4丁目11番66号 プレジ ル平山202 破産者 沖藤知世未 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第200号	宮崎県松山市桑原1丁目6番15号 コーポ桑原101号 破産者 榎山 宏和 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第237号	愛媛県松山市祝谷3丁目9番13号 205号 破産者 日野 統文 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第255号	愛媛県松山市高浜町1丁目乙60番地150 多機能施設ももたろう、住民票上の住所愛媛県松山市高浜町1丁目1405番地 破産者 二神サツキ 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第545号	宮崎市柳丸町112番地4 EXIAYana g imaru701号、前住所宮崎市橘通西1丁目3番1号 破産者 川越 康博 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第205号	宮崎県西都市上町2丁目51番地2 らんたん3 102号、開始決定時の住所宮崎県西都市大字三納10029番地3 破産者 黒木 裕章 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第755号	栃木県鹿沼市泉町2287番地 破産者 岩井 幸弘 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第798号	宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第363号	栃木県宇都宮市大塚町5番5号 破産者 被相続人山口貴史の相続財産 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第453号	宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第727号	千葉県柏市あけぼの2丁目9番20-A303号 破産者 佐藤 幸子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第861号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第874号	千葉県市原市ちはら台南4丁目13番地20 破産者 木下 光 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和7年(フ)第912号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和5年(フ)第1349号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第67号	千葉市中央区今井2丁目8番6号、開始決定時の住所千葉県市原市ちはら台西1丁目5番地6 破産者 長谷川陽介 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第99号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和5年(フ)第1351号	千葉市中央区神明町2-2 アビタシオン京成千葉中央、開始決定時の住所千葉市中央区中央3丁目12番3号 破産者 平山 明 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第1351号	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

<p>令和7年(フ)第173号 千葉県市原市姉崎西1丁目1番地1 セミカ 姉ヶ崎107号室 破産者 粒来 勇治 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>令和7年(フ)第563号 千葉市稲毛区作草部町793番地4 M&Kハ イツ102号 破産者 茂木 秀雄 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>令和4年(フ)第120号 富山県高岡市長慶寺11番地、前住所東京都武 蔵野市関前4丁目8番6号 破産者 小林 友昭 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>
<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第531号 千葉市稲毛区園生町563番地4 破産者 土屋 啓介 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第13号 新潟県新発田市舟入町1丁目1番33号 破産者 株式会社東栄 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第286号 高知県土佐市塚地212番地 破産者 マルサ花卉農園株式会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>富山地方裁判所高岡支部 令和4年(フ)第205号 静岡県伊豆市土肥284番地の2 破産者 有限会社玉樟園新井 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>
<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年(フ)第33号 千葉県木更津市清見台南2丁目15番4号 サ ンセールグリーン202号室 破産者 高橋 唯也 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和4年(フ)第103号 和歌山市岩橋1281番地 破産者 岩橋ブロック工業株式会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第37号 北海道北見市春光町3丁目11番29号 破産者 株式会社エヌカンパニー 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和5年(フ)第698号 京都府宇治市槇島町菌場78番地 破産者 岡見化学工業株式会社 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>
<p>千葉地方裁判所木更津支部</p>	<p>令和6年(フ)第348号 千葉市中央区蘇我3丁目28番24号 破産者 新井昌伍こと PARK CHANG 　　○ 朴 昌伍(パク チャン オ) 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和6年(フ)第313号 和歌山県海南市下津町下津774番地2 破産者 下津海運株式会社 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第114号 京都市北区衣笠北荒見町5番地の1 破産者 株式会社プリベイル喜久 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>
<p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p>	<p>令和6年(フ)第187号 広島市西区小河内町2丁目27番21号 破産者 有限会社文教総合印刷 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>和歌山地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第187号 広島市西区小河内町2丁目27番21号 破産者 有限会社文教総合印刷 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>	<p>京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第186号 京都市山科区栗栖野打越町48番4 破産者 株式会社イーステージ 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任 務終了による計算の報告を目的とした債権者集 会は終結した。</p>

破産手続終結及び免責許可決定**令和6年(フ)第47号**

群馬県太田市新島町721番地 中島マンション106号、破産手続開始決定時の住所群馬県太田市新井町81番地54
破産者 阿部 仁子

- 1 決定年月日 令和7年12月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第240号

茨城県古河市静町19番16号カトウコーポ2—202号、開始決定時の住所茨城県古河市東2丁目14番16号
破産者 久保 智之

- 1 決定年月日 令和7年12月23日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第193号

北海道深川市稻穂町2丁目4番28号
破産者 原 英雄
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第257号

北海道虻田郡留寿都村字泉川27番地1 ルスツリゾート社員住宅 A棟 102号室
破産者 工藤 政人

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1179号

埼玉県桶川市坂田西1丁目6番地の7 コンフォールⅡ—103号
破産者 中島 政也

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第712号

埼玉県立高市大字女影1637番地3
破産者 門馬 裕紀

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第223号

川崎市川崎区江川2丁目18番1号 ティンカーベル 208
破産者 山田 篤彦

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第29号

新潟県村上市藤沢35番地3 プリマヴェーラⅡ102、開始決定時の住所新潟県村上市岩船上町8番98号 フジタコーポB105
破産者 小柳 翔太

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第2号

富山県魚津市仏田3403番地（1—204）、前住所富山県魚津市北鬼江2769番地5 ソルシエK A101号
破産者 稲田 稔（旧姓松野）

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所魚津支部

令和7年(フ)第6号

名古屋市港区泰明町2丁目12番地 新泰明荘5棟405号
破産者 伊藤 健

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第748号

名古屋市南区外山2丁目9番2号、開始決定時の住所名古屋市昭和区滝川町47—156 N s 21やごとA棟301号室
破産者 日出嶋和久

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第72号

京都市西京区大枝西新林町2丁目1番地2棟204号、開始決定時の住所京都府長岡京市開田4丁目26番4号
破産者 衣ろはこと 留井 廣

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第14号

京都市山科区竹鼻四丁野町10番地1 グランリミテッドC
破産者 森居 幸助

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第15号

京都市山科区竹鼻四丁野町10番地1 グランリミテッドC
破産者 森居あや美（旧姓大西・櫻本）

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第399号

和歌山市西庄865番地11

破産者 山田 直輝

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和5年(フ)第500号

岡山市北区富原1158番地、旧住所岡山市北区奉還町四丁目3番17号 セゾンHoukan 209号室

破産者 折重 裕司

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第310号

岡山市北区横井上507番地153、開始決定時の住所岡山市北区中撫川59番地2

破産者 金光 昭三

1 決定年月日 令和7年12月24日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第9号

岡山市北区大供2丁目13番21号 大供マン

ション303号室

破産者 大森 蓮

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第80号

広島県東広島市黒瀬町丸山10019番地13、開始決定時の住所広島県東広島市八本松西5丁目6番27号

破産者 新生電工こと 扇谷 瀧雄

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第647号

広島市安芸区中野5丁目3番2-7号

破産者 小山 照夫

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第253号

高知県香南市香我美町德王子1733番地、旧住所高知県香南市香我美町德王子1727番地6

破産者 山崎 元子

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第287号

高知県土佐市高岡町甲573番地6 ゴールデン・リリィA101号、住民票上の住所高知県土佐市塙地212番地

破産者 澤村 知秀

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第8号

佐賀県唐津市神田1256番地1 ヴェールヴァン1201号、前住所佐賀県唐津市神田1754番地2 神田県営住宅721号

破産者 池田 弘美

- 1 決定年月日 令和7年12月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第136号

秋田市手形山崎町12番33号 レジデンスやまざき203

破産者 高橋 大樹

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所民事部

横浜地方裁判所第3民事部

4 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1132号

横浜市神奈川区松本町5丁目36番地1 マイキャッスル横濱反町606号

破産者 本間 義一

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第77号

富山県中新川郡上市町若杉1丁目297番地HIブリッジ酒井106号

破産者 中山 ユリ

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第65号

富山県砺波市市谷456番地

破産者 青山 宜史

- 1 決定年月日 令和7年12月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

富山地方裁判所高岡支部

令和6年(フ) 第233号 静岡県沼津市岡一色59番地の2 サンシャイン門池201 破産者 小島 敏和 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	破産債権の届出期間及び一般調査期日 令和5年(フ) 第778号 (最後の住所) 広島県安芸高田市八千代町勝田448 八千代病院介護医療院、開始決定時の住所広島市安佐北区可部1丁目16番15—411号 破産者 亡藤谷博義相続財産 1 破産債権の届出期間 令和8年1月22日まで 2 一般調査期日 令和8年3月10日午前10時30分 令和7年12月23日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第1756号 愛知県豊明市西川町笠原9番地5 パークウェスト105号 破産者 柴田 明 1 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 2 一般調査期日 令和8年2月24日午前10時20分 令和7年12月24日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ) 第2344号 横浜市戸塚区柏尾町1013番地2 シャンボーリ戸塚202号 破産者 比留澤伸之 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年3月12日午前11時30分 令和7年12月25日 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ) 第292号 静岡県裾野市水窪22番地の1 アゼリアハイツ205、前住所静岡県伊東市荻352番地の1 破産者 渡邊 勇希 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年(フ) 第1229号 広島市安佐北区口田1丁目8番1—206号 破産者 間可 明男 1 破産債権の届出期間 令和8年1月22日まで 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時 令和7年12月23日 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第8号 京都府福知山市夜久野町直見5977番地 破産者 衣川 京子 1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 2 一般調査期日 令和8年3月5日午後3時30分 令和7年12月24日 京都地方裁判所福知山支部破産係	令和6年(フ) 第49号 福岡県八女市柳島269番地1 破産者 株式会社秋山食品 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年4月8日午後2時 令和7年12月25日 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和6年(フ) 第297号 静岡県沼津市大岡683番地の2 青木ハイツ102、開始決定時の住所静岡県沼津市西椎路510番地の7 破産者 長井 正道 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ) 第127号 青森県八戸市白銀台5丁目6番地6 破産者 織田 理江 1 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 2 一般調査期日 令和8年3月16日午前10時30分 令和7年12月25日 青森地方裁判所八戸支部破産係	令和7年(フ) 第45号 佐賀県唐津市西大島町18番17号 破産者 株式会社椿 1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 2 一般調査期日 令和8年3月10日午後2時 令和7年12月25日 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(フ) 第43号 福岡県筑後市大字長浜1382番地フレグランスハイツC—102号 破産者 中嶋 昭彦 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年4月8日午後1時10分 令和7年12月25日 福岡地方裁判所八女支部破産係
令和5年(フ) 第1260号 京都府宇治市宇治妙楽7番地 破産者 岡見 吉偉 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ) 第2380号 横浜市鶴見区東寺尾中台1番11—607号 破産者 森内 潤(旧姓遠峰) 1 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 2 一般調査期日 令和8年2月19日午後3時20分 令和7年12月25日 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ) 第4348号 大阪府高石市羽衣1丁目11番9—501号 破産者 東 二雄 1 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで 2 一般調査期日 令和8年3月23日午後1時50分 令和7年12月24日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第92号 栃木県小山市城北2丁目10番地23 破産者 株式会社O b t a i n 1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 2 一般調査期日 令和8年3月24日午後1時45分 令和7年12月23日 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和5年(フ) 第1260号 京都府宇治市宇治妙楽7番地 破産者 岡見 吉偉 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和7年(フ) 第53号 長野県松本市波田9796番地10 C 破産者 河合 賢治 1 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 2 一般調査期日 令和8年3月16日午後1時35分 令和7年12月25日 長野地方裁判所松本支部	令和7年(フ) 第1742号 横浜市中区小港町1丁目1番地2 ビューコート小港9号棟501号室 破産者 東海林正道 1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで 2 一般調査期日 令和8年3月25日午前10時50分 令和7年12月25日 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ) 第221号 山形県天童市北久野本2丁目7番39号 破産者 株式会社菊地建設 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで 2 一般調査期日 令和8年4月16日午前10時15分 令和7年12月25日 山形地方裁判所民事部

免責許可決定

令和7年(フ)第340号

栃木県宇都宮市中戸祭町832番地1 戸祭職員住宅2号棟202号室
破産者 小貫 龍羽

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第363号

栃木県塩谷郡塩谷町大字大久保822番地1
破産者 三島 豊

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第603号

栃木県日光市文挟町2番地2
破産者 岡部 善彦

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第616号

栃木県宇都宮市上戸祭町3065番地33、前住所
栃木県日光市山口908番地33
破産者 上澤 駿太

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第626号

栃木県宇都宮市清原台2丁目26番17号 コーポM1 102号室
破産者 木島 健

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第658号

栃木県宇都宮市西川田3丁目22番3号
破産者 秋元 英和

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第762号

千葉県船橋市三咲2丁目10番6-101号
破産者 小寺 昭人

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1342号

千葉県市原市海士有木1159番地3 株ぐらす
ふいーるど

破産者 草野 光治
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1466号

千葉県市原市郡本5丁目76番地
破産者 大島 和樹

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1692号

千葉市花見川区作新台5丁目13番5号
破産者 中野 詩織

1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第366号

千葉市花見川区朝日ヶ丘3丁目27番5棟202
号、開始決定時の住所千葉県市川市奉免町26
番地35

破産者 奥村佳奈枝
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1560号

千葉市花見川区千種町124番地1 ピオプレ
イス206号

破産者 永田 卓哉
1 決定年月日 令和7年12月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第528号

栃木県宇都宮市睦町6番5号 Maiso n
de Parc 101、前住所栃木県宇都
宮市雀の宮4丁目17番11号

破産者 奎井 京(旧姓荒井)
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第557号

栃木県那須塩原市二つ室70番地185、住民票
上の住所栃木県那須塩原市石林34番地15

破産者 映像制作チームみたらし班こと君島楓
こと 君島 大暉
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第589号

栃木県栃木市大平町真弓1483番地8 プロキ
オン101、前住所栃木県河内郡上三川町大字
上蒲生2008番地4 サンヒルズA201号

破産者 霞 真久太
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第613号

栃木県宇都宮市南一の沢町2番29号 2階
201、前住所栃木県宇都宮市東宿郷3丁目4
番15号 ROSE EAST 205

破産者 吉成友希子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第633号

栃木県宇都宮市西川田本町2丁目14番4号、
前住所栃木県宇都宮市今宮3丁目12番15号
ザ・ジェームスタウン今宮2号館F号室

破産者 菅谷 伸枝
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第640号

栃木県宇都宮市南大通り1丁目2番15号 秀
友ハイツ203
破産者 又吉美智江こと クリストニアネ ミチ
エ マタヨシ

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第643号

栃木県矢板市扇町2丁目1609番地2
破産者 細川 恵寿
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第673号

栃木県鹿沼市東町1丁目1番5号 アーバン
高原A203
破産者 高木 映子

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第527号

埼玉県草加市住吉1丁目11番42号 フラット
原II-102号
破産者 長原竜太郎

1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第548号

埼玉県草加市吉町3丁目4番15-306号
破産者 大川 秀美
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年（フ）第634号 埼玉県八潮市大字浮塚334番地3 シャンテ浮塚101、旧住所埼玉県八潮市大字大曾根1361番地1 ロイヤル金子マンション401号室 破産者 垣山由加利 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年（フ）第706号 埼玉県越谷市千間台西4丁目8番地32 ローズメゾン103 破産者 小林 緑（旧姓吉永） 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年（フ）第714号 埼玉県八潮市八潮6丁目27番地6 県営大原団地2号棟206号室 破産者 佐々木崇泰 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年（フ）第685号 埼玉県川越市清水町1番地8 （オリエンタル沢田A-101号室） 破産者 村田万祐子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 令和5年（フ）第1187号 千葉県習志野市鷺沼4丁目2番22-307号 破産者 辻上 真二 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1004号 千葉市花見川区花見川2番5棟209号 破産者 山本 薫	1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1259号 千葉市稻毛区長沼町128-3 大桑稻毛寮、住民票上の住所千葉県野田市中野台824番地（マンションミカサ2号棟105） 破産者 岡所 雅一 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1362号 千葉県船橋市薬円台1丁目7番21号 薬円台コーポラスA-203号 破産者 伊藤 聰 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1402号 千葉県浦安市富士見5丁目11番3号 大熊コーポ（103） 破産者 大久保寿羅 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1416号 千葉県船橋市三山3丁目33番11号 破産者 國定 粟 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1424号 千葉市稻毛区山王町72番地13 破産者 鈴木 樹里（旧姓塙本） 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1455号 千葉県浦安市堀江6丁目5番54-205号 口ンペルク17 破産者 大寄 美久 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1477号 千葉県浦安市堀江2丁目30番2-105号 フィールドコート 破産者 吉田 純子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1496号 千葉県船橋市三山2丁目33番9号 メゾンきぬた202号 破産者 田名辺千恵美（旧姓古郡） 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1523号 千葉県市川市新井1丁目20番3-202号 (シャルム浦安) 破産者 山口 佳穂 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1527号 千葉市緑区誉田町1丁目798番地1 誉田1丁目団地1棟205号 破産者 三浦 由紀 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1537号 千葉市中央区宮崎2丁目2番17号 蘇我寮417号 破産者 千葉 正勝 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1554号 千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区17棟202号 破産者 小出 有香 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1569号 千葉市稻毛区稻毛町4丁目372番地4 ふるさと稻毛3号棟111号 破産者 藤田竜太郎 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1571号 千葉市若葉区中田町1103番地1 グループホーム月の里 破産者 高木 謙夫 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1576号 千葉県八千代市ゆりのき台4丁目5番地2 1棟1006号 破産者 大瀧 滋之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（フ）第1538号 千葉県市川市国府台3丁目5番11号 (Mハイツ石井203号) 破産者 石井 鳩人 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1549号 千葉市中央区白旗3丁目25番25号 サン白旗102号 破産者 黒澤 陽子 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1554号 千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区17棟202号 破産者 小出 有香 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1569号 千葉市稻毛区稻毛町4丁目372番地4 ふるさと稻毛3号棟111号 破産者 藤田竜太郎 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1571号 千葉市若葉区中田町1103番地1 グループホーム月の里 破産者 高木 謙夫 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1576号 千葉県八千代市ゆりのき台4丁目5番地2 1棟1006号 破産者 大瀧 滋之 1 決定年月日 令和7年12月23日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
--	--	---

令和 7 年 (フ) 第 1579 号
 千葉県八千代市ゆりのき台 8 丁目 21 番地 12
 破産者 持田 綾香
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1589 号
 千葉県船橋市前貝塚町 822 番地 5
 破産者 駒ヶ峯睦希
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1592 号
 千葉県市川市河原 19 番 21 号 (パインツウ
 リータウン 102 号)
 破産者 斎藤かがり
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1605 号
 福島県須賀川市南町 208 番地 2、前住所千葉
 市緑区あすみが丘 5 丁目 46 番地 10 プリマ
 ヴェーラ伍番館 103 号
 破産者 菊地 祐斗 (旧姓五十嵐)
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1623 号
 千葉県市原市島野 1888 番地 5
 破産者 小林 祐子
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1626 号
 千葉県市原市辰巳台西 4 丁目 1 番地 県営住
 宅 2 棟 502 号
 破産者 福井みゆき (旧姓北島)
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 1639 号
 千葉県船橋市芝山 3 丁目 30 番 2 棟 102 号
 破産者 佐々木秀人
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1640 号
 千葉市稻毛区轟町 5 丁目 4 番 8 号 ルミネト
 ドロキ 203 号
 破産者 高橋 貞行
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1641 号
 千葉県浦安市猫実 3 丁目 18 番 9-105 号 セ
 レクトハウス宇田川
 破産者 桑原 純平
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1643 号
 千葉県船橋市金杉台 1 丁目 2 番 11 棟 505 号
 破産者 寺田 稔
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1645 号
 千葉市緑区誉田町 1 丁目 212 番地 7 グル
 ブホームぐらっど誉田
 破産者 秋元 和洋
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1646 号
 千葉市中央区弁天 3 丁目 17 番 7 号 べんてん
 千葉 102 号
 破産者 服部 圭
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 1654 号
 千葉県浦安市当代島 2 丁目 20 番 1 号 ハイム
 タキザワ (201)
 破産者 白澤歩乃佳
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1655 号
 千葉県船橋市前原西 1 丁目 6 番 10-304 号
 破産者 福田雄一郎
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1656 号
 千葉県船橋市前原西 1 丁目 6 番 10-304 号
 破産者 福田 立美
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1658 号
 千葉市若葉区大宮町 3429 番地 13
 破産者 岩井 悠衣
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1667 号
 千葉市中央区港町 12 番 11 号 リバーストーン
 本千葉 602 号
 破産者 大内 和明
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1671 号
 千葉県船橋市高野台 2 丁目 15 番 19 号
 破産者 桂 結
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 1678 号
 千葉県浦安市富士見 5 丁目 11 番 3 号 大熊
 コーポ (103)
 破産者 大久保真由美
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1685 号
 千葉県習志野市本大久保 2 丁目 6 番 5 号
 ル・パレ大久保 202 号
 破産者 川崎 月之
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1693 号
 千葉市緑区土気町 1351 番地 15 Relife
 土氣
 破産者 門田 雄作
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1699 号
 千葉県習志野市東習志野 3 丁目 11 番 11 号 S
 T マンション 301 号
 破産者 山田 豊香
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1702 号
 千葉県習志野市本大久保 4 丁目 6 番 4 号 生
 沢荘 202 号
 破産者 吉田 駿二
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係
令和 7 年 (フ) 第 1703 号
 千葉県市原市八幡 1000-1 レオパレスガーデン
 306、住民票上の住所神奈川県厚木市温
 水 2223 番地 1 コーポ春山 101
 破産者 栃木 昭次
 1 決定年月日 令和 7 年 12 月 23 日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 千葉地方裁判所民事第 4 部破産再生係

令和7年(フ)第1705号
千葉市稲毛区作草部1丁目23番4棟103号
破産者 武田 栄子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1707号
千葉市若葉区桜木北3丁目15番4号 メゾン
齊藤102号
破産者 大木 功子
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1712号
千葉県船橋市本郷町546番地 シティハイム
ファースト107号
破産者 関口ひとみ
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第28号
神奈川県横浜市港南区東永谷3丁目43番40—
103号、開始決定時の住所千葉県八街市東吉
田226番地110
破産者 長井 一秀
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第161号
千葉県君津市内箕輪1丁目21番8号 203
破産者 工藤 信治
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第63号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立8002番地5
破産者 五味 章
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第60号
静岡県掛川市家代の里1丁目21番地の14
ジュビロⅡ 202号室
破産者 伊藤 優太
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年(フ)第61号
静岡県掛川市杉谷2丁目6番7号 カーサブ
リマベーラ 101
破産者 佐藤 来輝
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和6年(フ)第544号
神戸市東灘区北青木4丁目1番8—404号
破産者 林 靖彦
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第134号
鹿児島県霧島市国分広瀬1丁目4番28—203
号 フレンドリー国分
破産者 清水 亜姫
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
令和7年(フ)第14号
沖縄県宮古島市城辺字新城606番地 福嶺団
地1棟202号
破産者 本村 政則
1 決定年月日 令和7年12月23日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部
令和7年(フ)第1419号
札幌市豊平区平岸2条3丁目3番21—201号
破産者 辻 明子(旧姓清水)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1539号
札幌市東区北46条東17丁目1番12号
破産者 丸山 育子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1583号
札幌市西区宮の沢3条3丁目6番7—202号
破産者 西村 興人
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1643号
札幌市中央区南7条西11丁目3—17 ブラバ
ス南7条406号室、住民票上の住所北海道小
樽市入船1丁目10番5号
破産者 加藤 丈雄
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1678号
札幌市西区発寒3条4丁目10番28—202号
破産者 工藤 慶治
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1712号
札幌市白石区東札幌5条2丁目8番5—201
号
破産者 川嶋 修伍
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1716号
札幌市豊平区豊平2条4丁目1番16—108号
破産者 井土 正継
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1718号
北海道江別市新栄台33番地の10
破産者 後藤 正輝
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1729号
札幌市南区藤野2条6丁目3番7号
破産者 明吉 玲奈
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1772号
北海道江別市大麻栄町19番地の32 リシェル
大麻102
破産者 向田 幸浩
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1815号
札幌市東区北45条東13丁目2番20号 アップ
ルハウス北45条206号
破産者 熊谷 成展
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1823号
札幌市白石区本郷通6丁目北3番1—208号
破産者 佐藤 潤季
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1829号
札幌市手稻区前田7条12丁目4番13—202号
破産者 松森 正祐
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1840号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
札幌市東区北27条東20丁目3番1号 ホワイ ト27-102号 破産者 市川 縁	札幌地方裁判所民事第4部
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1858号	札幌市白石区ゆめみ野東町20番地の1 破産者 宮川 卓也
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1875号	札幌市南区川沿3条5丁目12番1号 破産者 澄谷 令旺
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1882号	札幌市白石区菊水4条2丁目2番12-310号 破産者 武石 紫乃
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1886号	札幌市厚別区厚別中央5条4丁目15番28- 303号 破産者 桐山 莉奏
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1888号	札幌市厚別区青葉町6丁目3番3-307号 破産者 五十嵐 聰
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1901号	札幌市東区北16条東13丁目2番3-301号 破産者 山田 悠菜

1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1904号	札幌市白石区南郷通17丁目南6番13号 ファ ミール宝栄303号 破産者 河原 奈美
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1908号	札幌市北区新琴似9条9丁目2番15号 松谷 マンション7号 破産者 三浦 慎子
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1927号	札幌市西区八軒6条東5丁目5番22号 ノー スシティ203号 破産者 吉方 知美(旧姓磯貝)
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1935号	札幌市西区西町南11丁目2番18-202号 破産者 三上つかさ(旧姓志村)
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1947号	札幌市豊平区美園1条2丁目1番2号 デイ サポート美園210号 破産者 岡本千津子
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1979号	札幌市東区北35条東1丁目5番17-206号 破産者 亀岡 宣雄
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1986号	札幌市白石区北郷1条1丁目5番9-1号 1階 破産者 上平 裕太
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2017号	札幌市西区山の手7条6丁目1番14号 ソレ アード山の手A館103号 破産者 高橋由美子
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2026号	札幌市白石区本郷通5丁目南2番16号 コス モバレス107号 破産者 高橋 美季
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2033号	札幌市手稲区富丘1条4丁目5番42号 ウエ ルスヒル富丘14-101号 破産者 斎藤 翔和
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2049号	札幌市西区山の手1条11丁目2番18号 植木 荘8号 破産者 昌 寿幸
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2072号	札幌市豊平区月寒東2条1丁目4番13-112 号 破産者 中村 昌寛
1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係	仙台地方裁判所第4民事部破産係

仙台市宮城野区蒲生字袋西ノ内第二13番地の
3 宝和興業内
破産者 千葉由美子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第107号
宮城県大崎市松山金谷字鍋田32番地 松山駅
前住宅1号棟202号
破産者 林 竜之
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第146号
岩手県北上市堤ヶ丘2丁目6番12号 パーク
ハイツ201号、申立時の住所宮城県栗原市栗
駒岩ヶ崎上小路125番地2
破産者 坂上 結衣(旧姓関口)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
令和7年(フ)第84号
茨城県鹿嶋市大字平井1306-15 ピュアハウ
スⅡ202、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字
大船津2511番地
破産者 矢幡 光雄
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部
令和7年(フ)第660号
栃木県足利市中川町3768番地34
破産者 入江 真美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第338号
群馬県前橋市上新田町1080番地 ライデンハ
イツ 106号
破産者 石北 一也

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第1557号
さいたま市中央区新中里4丁目12番26号
破産者 植草 将行
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1687号
埼玉県上尾市谷津1丁目9番23号 リボザン
テ302
破産者 遠藤 幸子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1713号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町4丁目18番6号 ハ
イブリッヂC 202号
破産者 渡邊 宏也
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1736号
埼玉県志木市中宗岡2丁目22番38号
破産者 榎本 洋子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1746号
埼玉県加須市下三俣1707番地1 カルム ス
クエアⅡ 102号室
破産者 玉木 隆士
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1780号
さいたま市西区三橋5丁目2137番地15
破産者 木下 紗花

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1782号
埼玉県和光市新倉2丁目26番3号 生田目莊
202
破産者 山中 三男
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1807号
埼玉県朝霞市根岸台2丁目1番21号 十字屋
コーポ103
破産者 關根 基保
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1808号
埼玉県川口市末広2丁目8番12号 エクラシ
ア川口末広
破産者 松島 静子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1810号
埼玉県和光市新倉3丁目1番48号 ハイツ山
田203
破産者 山田 温子(旧姓北川)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第814号
埼玉県ふじみ野市福岡1丁目5番6号 リア
ライズふじみ野405
破産者 福王寺則子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第819号
埼玉県所沢市東所沢和田2丁目20番地の14
ネオコーポA-105
破産者 内藤美奈子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第834号
埼玉県川越市大字山田1598番地1
破産者 波田みどり
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第842号
埼玉県川越市かし野台2丁目25番地8
破産者 斎藤 梓
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第236号
千葉県習志野市実糀4丁目13番17-205号
破産者 田代 薫
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1459号
千葉県船橋市丸山1丁目33番4-3号
破産者 酒庭紗緒利(旧姓筒井)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第1515号
千葉県市川市大洲4丁目1番1-201号 (工
スポーツアールエビス)
破産者 津金千代美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第1574号 千葉県市原市光風台2丁目469番地2 破産者 印東 潔 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和6年(フ)第317号 千葉県白井市富士151番地の2 白井ロジュ マン607号、前住所千葉県印西市滝野3丁目 5番3号棟501 破産者 小川 真志 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(フ)第318号 千葉県白井市富士151番地の2 白井ロジュ マン607号、前住所千葉県印西市滝野3丁目 5番3号棟501 破産者 小川 茂子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和7年(フ)第207号 千葉県富里市七栄646番地190 破産者 佐久間保夫 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所佐倉支部 令和6年(フ)第476号 東京都足立区江北4丁目11-6-305 破産者 青木 翔 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第1964号 埼玉県ふじみ野市苗間582-2 カスヤハイ ツC-102 破産者 三上 唯 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2103号 東京都中野区野方6丁目51-8-302 破産者 太田 悠斗 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第5337号 東京都大田区田園調布1丁目39-7-101、 開始決定時の住所東京都大田区上池台2丁目 32-3 第二ミスズビル305 破産者 長岡 澄子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第5472号 埼玉県蕨市南町2丁目11-20-111 破産者 萩尾 裕茂 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第7748号 東京都杉並区久我山1丁目5-2-205 破産者 秋吉 順一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第8259号 東京都武蔵野市境1丁目6-11 コンフォー ト1F 破産者 飯島 岳男 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第379号 東京都西東京市田無町5丁目2-17-102 破産者 菅原 史絵 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2268号 東京都足立区神明南2丁目3-18-401 破産者 佐藤 明男 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2529号 東京都中野区弥生町2丁目12-9-401 破産者 小野 妙子

1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第2845号 東京都世田谷区駒沢3丁目12-18-203 破産者 佐々木 龍 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3190号 東京都町田市相原町545-1 橋本ガーデン テラス5-101 破産者 塚越 大輔 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3578号 東京都足立区入谷2丁目23-6-303 破産者 小林久太郎 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3689号 東京都中央区勝どき4丁目6-1-619 破産者 塩谷 幸平 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3771号 千葉県柏市東中新宿2丁目3-27-103 破産者 泥川 良明 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第3803号 東京都練馬区平和台3丁目24-10-323 破産者 沼尻 勇人 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
--

令和7年(フ)第3956号 東京都中央区勝どき1丁目13-6-3113 破産者 武田 智幸 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4365号 東京都大田区南馬込3丁目31-15-102 破産者 光田健一こと 鄭 健一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3961号 東京都三鷹市下連雀5丁目8-1-203 破産者 會田 富美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4393号 東京都中央区築地6丁目23-12-302 破産者 齊藤 正明 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3997号 東京都小平市鈴木町2丁目205 パティオ花 小金井D2 破産者 梁川 勝広 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4454号 東京都北区田端6丁目3-18-503 破産者 橋本 敏子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4162号 東京都稻城市若葉台4丁目33 ビューコート 若葉台7-501 破産者 加藤 裕太 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4572号 東京都豊島区長崎6丁目40-9-202 破産者 鈴木 瑞 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4197号 東京都練馬区石神井台5丁目17-7-103 破産者 横田 千里 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4583号 東京都豊島区長崎4丁目30-8-203 破産者 山浦 昭弥 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4334号 東京都品川区大崎3丁目14-14-202 破産者 松澤 達也 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4675号 東京都東村山市恩多町5丁目52-13 破産者 稲垣 八苗 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4705号 東京都港区白金台1丁目2-12-304 破産者 野崎 剛輝	令和7年(フ)第4723号 東京都品川区南品川2丁目9-3-301 破産者 米倉真由子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4705号 東京都港区白金台1丁目2-12-304 破産者 野崎 剛輝	令和7年(フ)第4795号 東京都足立区梅田6丁目3-1-401 破産者 小林 義次 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4806号 東京都板橋区前野町4丁目25-2-107 破産者 土田 一弘 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4852号 東京都江戸川区春江町2丁目6-2 リバ サイドM301 破産者 小山 真美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4860号 東京都大田区新蒲田2丁目13-1-202 破産者 竹内 元氣 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4860号 東京都杉並区宮前1丁目15-9-201 破産者 上沼 郁	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4955号 東京都江東区千田1-6-301 破産者 井出 一弥 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部			

令和7年(フ)第5166号
神奈川県横浜市旭区今川町3-3-403
破産者 松本 憲昌
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5227号
東京都調布市上石原1丁目30-9 森田コ一
ボ I-C
破産者 齊藤 智也
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5407号
東京都墨田区菊川1丁目9-13-301
破産者 日下 伽織(旧姓荻沢)
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5459号
東京都足立区西新井6丁目29-5-303
破産者 木村 元彦
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5463号
東京都杉並区成田東5丁目42-13 ハイツ太
豊
破産者 中山紀美子
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5464号
東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目9-11-205
破産者 小井土貢一
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5519号
東京都江戸川区篠崎町6丁目20-23-101
破産者 関 美枝子

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5530号
東京都渋谷区東3丁目9-39-201
破産者 木島 森広
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5578号
東京都練馬区早宮2丁目21-30
破産者 加藤 一美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5678号
東京都練馬区練馬1丁目19-7-1006
破産者 大浦 垂美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5685号
東京都港区芝浦1丁目4-11-705
破産者 山分 大樹
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5697号
東京都墨田区緑2丁目1-2-402 C R E
V A N C E両国S O U T H
破産者 大西 弘法
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5831号
東京都新宿区上落合2丁目19-10-6
破産者 八木下英明
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5907号 東京都江東区北砂5丁目20-6-1108
破産者 江原 進治
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5919号 東京都大田区田園調布1丁目11-6-2403
破産者 木村 友香
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第5945号 埼玉県所沢市くすのき台2丁目20-7-303
破産者 中村 朝美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6005号 東京都小平市大沼町5丁目12-5
破産者 金子 邦彦
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6153号 東京都江戸川区松島3丁目15-2-201
破産者 鳥飼 輝義
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6213号 東京都江戸川区北葛西1丁目21-18-301
破産者 山岡 芳郎
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6223号 東京都港区三田5-5-6-306、住民票上の住所愛知県春日井市下市場町3丁目10-4
破産者 末永 伸悟

1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6231号
東京都品川区大井5丁目4-5-202
破産者 石塚 俊正
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6236号
東京都豊島区長崎3丁目26-11 第三大清
コー一ボ101
破産者 杉村 保美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6261号
東京都東大和市清水4丁目945-5-303
破産者 倉持 満
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6262号
東京都東大和市清水4丁目945-5-303
破産者 倉持 妙美
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6346号
東京都大田区仲池上1丁目33-17 株佐々木
組 宿舎
破産者 摂津 吉徳
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6359号
東京都目黒区上目黒5丁目21-7-203
破産者 杉本 一文
1 決定年月日 令和7年12月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6413号 東京都目黒区洗足1丁目5-7 瀧澤方 破産者 笠島 哲 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6721号 東京都品川区東品川3丁目26-21-402 破産者 佐野 大地 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6440号 東京都足立区江北7丁目12-1-901 破産者 田代 誠 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6812号 東京都足立区千住4丁目8-9 破産者 小松 一雄 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6481号 東京都中野区松が丘1丁目13-1 ツイン ヴィレッジ有波B 201 破産者 濱野 佳 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6873号 東京都品川区大崎4丁目1-10 石川方102 破産者 中川 達弥 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6540号 東京都新宿区北新宿1丁目11-9 破産者 郭 光遠 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6874号 東京都品川区大崎4丁目1-10 石川方102 破産者 中川 健一 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6670号 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目34-3 千駄ヶ 谷荘、開始決定時の住所東京都豊島区池袋本 町2丁目7-1-516 破産者 中山 明 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6881号 東京都杉並区本天沼2丁目31-8 本天沼荘 破産者 百日 隆寛 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6702号 東京都板橋区富士見町20-32 小菅方102号 破産者 近藤 真季 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6909号 東京都中野区新井5丁目5-13-204 破産者 祝原 孝志 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6924号 東京都小平市学園西町3丁目6-16-205 破産者 松原 樹雷	令和7年(フ)第6925号 東京都江東区亀戸5丁目23-8 破産者 斎藤 大芽 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6930号 東京都葛飾区堀切8丁目16-7 破産者 辻中 由佳 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6973号 東京都多摩市和田431-2-102 破産者 新谷 香 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6979号 東京都町田市南成瀬2丁目6-1 メイフラ ワー式番館501 破産者 永澤 文康 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第6980号 東京都杉並区松庵1丁目12-11 パークサイ ド松庵B 破産者 寺尾 誠 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第6983号 東京都足立区柳原1丁目25-3-603 破産者 人見 英伸	令和7年(フ)第7000号 東京都足立区大谷田1丁目1-4-404 破産者 酒井 正義 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7006号 千葉県浦安市日の出4丁目2-4-302 破産者 磯部 由華 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7007号 東京都足立区千住元町26-7-401 破産者 鈴木 宗義 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7013号 東京都新宿区市谷柳町4-201 破産者 坂本 悠真 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7019号 東京都品川区西中延2丁目12-1-101、住 民票上の住所東京都品川区旗の台1丁目6- 17 伊豆菊ビル 2F 破産者 西野入勇斗 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7064号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都杉並区上井草2丁目28-22 グリーンコープB 102 破産者 新郷 賢二 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7081号	東京都豊島区西巣鴨1丁目32-8 破産者 清水 洋助 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7085号	東京都足立区花畑3丁目5-17-206 破産者 安ヶ平司朗 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7093号	東京都台東区北上野2丁目1-12-1005 破産者 橋口 幸男 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7101号	東京都新宿区北新宿4丁目16-7-103 破産者 福田 桂子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7111号	東京都足立区本木西町10-18-204 破産者 松本 颯 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7131号	東京都台東区今戸2丁目11-1-401 破産者 井田 滋子

令和7年(フ)第7132号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7184号	東京都足立区辰沼1丁目2-8-108 破産者 杉田 卓也 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7196号	東京都江戸川区船堀1丁目1-26-833 破産者 矢代 恵子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7199号	東京都品川区西大井2丁目6-5 破産者 松本 純幸 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7205号	東京都板橋区大山町11-3-503 破産者 佐田 涼子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7206号	東京都足立区加平2丁目14-6 レオパレス加平式番館102 破産者 斎藤 亨二 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7211号	東京都世田谷区池尻2丁目3-7-103 破産者 佐藤 和子 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7233号	東京都足立区六木1丁目18-25-204 破産者 松村美由紀 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7234号 東京都板橋区清水町51-12-201 破産者 白田 和広 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7246号 東京都足立区東和1丁目27-4-404 破産者 山本 由美 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7236号 東京都江戸川区松江3丁目12-11 江戸川信販 小林方 破産者 深田 一輝 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7249号 埼玉県戸田市大字新曾1415 エクレールⅠ 205 破産者 澤口 美咲 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7237号 東京都台東区清川2丁目8-12 浅草K2 コート301、開始決定時の住所東京都江東区潮見1丁目29-23 さざなみ苑 破産者 永田 仁 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7251号 東京都世田谷区代田1丁目33-17-201 破産者 渡部竜太郎 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7238号 東京都杉並区井草1丁目10-16 大久保莊 破産者 居森 健二 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7252号 東京都葛飾区高砂3丁目1-46-201 破産者 井上 真耶 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7241号 東京都墨田区立花1丁目24-1-909 破産者 木次谷優見 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7254号 東京都墨田区太平4丁目17-14-402 破産者 鈴木 克則 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7245号 東京都港区赤坂5丁目5-26-206 破産者 村崎 守和 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第7256号 東京都大田区中央4丁目7-8-203 破産者 山崎 実 1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7257号 東京都大田区雪谷大塚町9-9-401 破産者 松井 孝子	令和7年(フ)第7267号 東京都足立区鹿浜6丁目12-3-406、開始決定時の住所東京都墨田区墨田3丁目26-4-205 破産者 福原 明美	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7289号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都北区浮間1丁目15-1-1307 破産者 田中まち子
令和7年(フ)第7292号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区中野5丁目27-12 破産者 星野 弘也
令和7年(フ)第7293号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区江古田1丁目13-5-201 破産者 三木 英幸
令和7年(フ)第7295号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都日野市程久保6丁目9-5 マイハウ ス多摩5号棟205 破産者 大藏 千裕
令和7年(フ)第7296号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都足立区関原3丁目40-9 第2村松 コ一ボ301 破産者 成田 幸光
令和7年(フ)第7297号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都足立区綾瀬1丁目21-15 破産者 安部 守
令和7年(フ)第7299号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地2- 2-602 破産者 西島 浩

令和7年(フ)第7302号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7303号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都墨田区東向島4丁目19-3 破産者 松本 名弘
令和7年(フ)第7306号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都板橋区南町38-8-303 破産者 中澤 拓也
令和7年(フ)第7308号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都足立区大谷田2丁目24-16-207 破産者 りばいばること 山田 吉徳
令和7年(フ)第7329号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都北区志茂2丁目31-3-102 破産者 田村さよ子
令和7年(フ)第7333号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区沼袋4丁目11-9-204 破産者 佐々木 真
令和7年(フ)第7337号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都中野区上鷺宮4丁目14-18-406 破産者 鈴木 尚一
令和7年(フ)第7338号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7339号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都墨田区横川2丁目4-9-405 破産者 松倉 圭子
令和7年(フ)第7340号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都葛飾区柴又6丁目32-5-201 破産者 栗原 志麻
令和7年(フ)第7342号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都港区南麻布1丁目4-19-301 破産者 山内留美子
令和7年(フ)第7347号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都世田谷区大原1丁目34-8-301 破産者 岸野恵理佳
令和7年(フ)第7348号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 埼玉県所沢市大字上安松1372-5-103 破産者 小野 雄大
令和7年(フ)第7356号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都新宿区余丁町9-9-503 破産者 林崎 茂
令和7年(フ)第7361号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都文京区湯島4丁目12-8-314 破産者 小柴 恒平
令和7年(フ)第7362号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都江東区清澄2丁目9-12-202 破産者 池内希世紀
令和7年(フ)第7373号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都葛飾区亀有1丁目10-4-407 破産者 宮崎 千尋
令和7年(フ)第7376号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都足立区西保木間3丁目6-6-116 破産者 孫 承玉
令和7年(フ)第7384号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都板橋区熊野町26-10-102 破産者 北山 克也
令和7年(フ)第7412号	1 決定年月日 令和7年12月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京都品川区旗の台1丁目8-2-101 破産者 鈴木 壽一

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月16日 徳島県教育委員会

1 氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、免許状授与年月日、免許状の番号

中内悠久哉、徳島県

(1) 中学校教諭一種免許状（理科）、愛媛県教育委員会、平成27年3月24日、平26中一種第144号

(2) 小学校教諭一種免許状、愛媛県教育委員会、平成27年3月24日、平26小一種第84号

2 失効年月日 令和7年12月22日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和8年1月16日 愛媛県教育委員会

1 失効した免許状の種類（教科・領域）、番号、授与年月日、授与権者、氏名、本籍地

(1) 中学校教諭一種免許状（保健体育）、平25中一第747号、平成26年3月31日、大阪府教育委員会、箱田 善久、広島県

(2) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平25高一第1013号、平成26年3月31日、大阪府教育委員会、箱田 善久、広島県

(3) 特別支援学校教諭二種免許状（知的）、令3特支二種第43号、令和3年12月15日、愛媛県教育委員会、箱田 善久、広島県

2 失効年月日 令和7年12月23日

3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、年齢70歳以上（推定）

上記の者は、奈良県葛城市忍海248番地の住宅で令和7年9月30日に高度腐敗した状態で発見されました。死亡日時は令和6年6月10日頃。身元

不明のため遺体は火葬に付し遺骨は保管しております。お心当たりの方は葛城市役所社会福祉課まで申し出てください。

令和8年1月16日

奈良県 葛城市長 阿古 和彦

無縁墳墓等改葬公告

墓園整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏等として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和8年1月16日

新居浜市

1. 墓園等の名称及び所在地

第1平尾墓園

愛媛県新居浜市観音原町甲894番地の1

第3平尾墓園

愛媛県新居浜市郷乙154番地の3

1. 区画番号及び使用者氏名

第1平尾墓園 13-42・濱本博

第3平尾墓園 1-6・船江公孝、7-12・大原鶴四郎、19-26・田中チナ子、44-16・上村林

1. 死亡者の本籍及び氏名

第1平尾墓園

本籍及び氏名不詳

第3平尾墓園

熊本県八代郡童北町大字新田541番地・船江重正、福岡県北九州市戸畠区明治町112番地・大原光四郎、宮崎県西都市大字妻734番地・上村ミサ子、他本籍及び氏名不詳

1. 改葬を行おうとする者

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市長 古川 拓哉

連絡先 新居浜市市民環境部環境エネルギー局
環境政策課 電話 0897-65-1512

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項及び黒部市空家等の適正管理及び活用促進に関する条例（平成27年条例第39号。以下「条例」と

いう。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知できないため、同法第22条第10項及び同条例第19条第2項の規定により公告する。

令和8年1月16日 黒部市長 武隈 義一

1 建築物の所在等

住所 黒部市生地字上町230番地

構造 木造瓦葺2階建

2 所有者等に命じる必要な措置の内容

1の建築物については、軒が腐朽・破損していることや屋根ふき材が破損している状態であり、隣接する民家や周辺の道路に落下物や倒壊のおそれをもたらしており、当該状態が「そのまま放置すれば保安上危険となるおそれのある状態」に該当しているため、当該建築物の全部を除却し、適法に処理すること。

3 措置の期限 令和8年1月30日

期限までに措置が行われない場合は、黒部市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。

4 黒部市役所の掲示場への掲示

この公告の内容は、黒部市公式条例第2条第2項に規定する富山県黒部市三日市1301番地の黒部市役所の掲示場において掲示する。

農業協同組合法第73条第4項 で準用する同法第64条の2の 届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。

なお、当該農事組合法人が本日から2箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和8年1月16日

大分県知事 佐藤樹一郎

記

農事組合法人耶馬渓グランハ

大分県中津市本耶馬渓町西谷1624番地の2

農事組合法人佐藤農園

大分県宇佐市大字赤尾3284番地

農事組合法人中津藩米穀生産組合

大分県宇佐市大字上敷田840番地の2

農事組合法人昌果園

大分県宇佐市大字南宇佐1101番地

農事組合法人青葉

大分県竹田市直入町大字長湯7773番地2

農事組合法人恩会

大分県竹田市荻町木下1456番地

農事組合法人ゆふいんふるさと農業振興会

大分県由布市湯布院町中川1335番地1

農事組合法人山茶花

大分県由布市湯布院町川西4242番地

農事組合法人なみやなぎファーム

大分県由布市湯布院町川上534番地

農事組合法人大分バイオマス循環事業センター

大分市大字奥田字河原畠296番地4

農事組合法人丸山養豚場

大分県臼杵市野津町大字原2112番地

農事組合法人広瀬水利組合

大分県杵築市山香町大字広瀬607番地の1

農事組合法人山口水利組合

大分県杵築市山香町大字内河野1654番地の2

農事組合法人東米麦生産組合

大分県杵築市山香町大字小武451番地の1

農事組合法人グリーンランド九重

大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101

農事組合法人中部農園

大分県玖珠郡九重町大字田野1712番地の101

農事組合法人吉富プロイラ組合

大分県日田市大字友田2557番地の2

農事組合法人九重高原ミンク生産組合

大分県玖珠郡九重町大字田野1368の34番地

農事組合法人九重畜産組合

大分県玖珠郡九重町大字松木161番地の1

農事組合法人川部模範牧場

大分県玖珠郡玖珠町大字大隈989番地の5

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十二月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

札幌市南区川沿十五条二丁目四番一号

解散公告

札幌興産株式会社
代表清算人 林 延明

令和八年一月十六日
山形市七日町四丁目一五番二〇号C.O.R
E-74、二階 エイクスラボ株式会社
代表清算人 高橋 太郎

解散公告

当組合は、令和七年十二月十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

岩手県滝沢市砂込三八九番地七

盛岡畜産農業協同組合
代表清算人 佐々木 熱

令和八年一月十六日
茨城県神栖市知手中央十丁目九番二七号
有限会社グリーンファーリード
清算人 石田 悅江

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

仙台市宮城野区榴岡一丁目六番三号

有限責任事業組合ECプランニング
清算人 株式会社創プロ
職務執行者 大川 慎一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日
山形県西置賜郡飯豊町大字白川四一〇番地
の三 有限会社中津川淡水魚
清算人 宮 秀夫

令和八年一月十六日
山形県秩父郡東秩父村大字安戸一九番地
の四 代表清算人 久保田憲史
清算人 小林 真由美

令和八年一月十六日
埼玉県秩父市本町五丁目一番三六号
長谷川建設株式会社
代表清算人 長谷川博久

令和八年一月十六日
埼玉県市川市大和田五丁目七番一四号
株式会社喜多工務店
代表清算人 喜多 達哉

令和八年一月十六日
千葉県香取郡多古町十余三 三六三番地
の四 有限会社戸村工務店
清算人 小林 真由美

令和八年一月十六日
千葉県香取郡多古町十余三 三六三番地
の四 共同会計事務所内
代表清算人 内山隆太郎
一般社団法人オケアノス

令和八年一月十六日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
代表清算人 内山隆太郎
一般社団法人オケアノス

令和八年一月十六日
千葉県香取郡多古町十余三 三六三番地
の四 有限会社戸村工務店
清算人 小林 真由美

令和八年一月十六日
千葉県香取郡多古町十余三 三六三番地
の四 共同会計事務所内
代表清算人 内山隆太郎
一般社団法人オケアノス

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

代表清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内 エステイ17合同会社

清算人 内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都杉並区和泉二丁目五番四四一六〇五

号マンション和泉苑

代表清算人 入江 昌美

解散公告

当社は令和八年一月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都品川区東大井四丁目一五番四号

有限会社直江パツキン製作所

代表清算人 直江 孝治

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都八王子市横山町九番一八号

川崎ミシン工業有限公司

清算人 川崎 敬子

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都板橋区下三丁目四番二号N三〇〇五

M S フォローー株式会社

代表清算人 篠塚 実

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都板橋区中丸町五七番二号サンライフ

大山一〇二号室

清算人 梶谷 真一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二〇号

ルックハイツ新宿八三号

代表清算人 石田 和輝

E a s t r e e t 株式会社

代表清算人 石田 和輝

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区南小岩六丁目二八番一四号

杉本ビル五階

有限会社メイト音楽学院

清算人 河井 薫之

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区南小岩六丁目二八番一四号

杉本ビル五階

有限会社メイト音楽学院

清算人 河井 薫之

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号日本橋

フロント一F

代表清算人 オーデリーリ・ジェネビ

ブ・バスカル・ララ

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区西片二丁目二一番三一三〇二

豊成株式会社

代表清算人 孫 蕾

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都江戸川区西小岩一丁目三番二一号

株式会社工イコー建設

代表清算人 岡田 正幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都目黒区下目黒三丁目五番二二号

株式会社クラフト

代表清算人 吉羽 清人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号日本橋

フロント一F

WilsonHCG Talent Japan株式会社

代表清算人 李 灵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

当社は、右期間内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都中央区京橋二丁目一一九寺沢ビル

七階

栄泰亀戸不動産株式会社

代表清算人 徐 杰

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号新宿センタービル三階

メリディアホテルズ・マネジメント株式会社

会社 代表清算人 狩野 哲也

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

メルディアホテルズ・マネジメント株式会社

会社 代表清算人 狩野 哲也

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都西東京市東町四丁目一五番一三号

有限会社四喜

清算人 真野 進方

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

東京都西東京市東町四丁目一五番一三号

有限会社四喜

清算人 真野 進方

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神奈川県横浜市磯子区東町一五番三三号

モンビル三〇五 Recore 合同会社

清算人 土橋旺之助

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により同日をもつて解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

解散公告

当社は、

令和七年十二月三十一日

開催の

株主

総

会

の

決

議

に

よ

り

解

散

いた

し

ま

し

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

た

い

解散公告

当社は、令和七年十二月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
静岡県浜松市天竜区二俣町二俣二〇六番地

有限会社エス・ケー・エス
清算人 松本 治代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
静岡県浜松市中央区篠原町四一六七番地

株式会社糀屋本店
代表清算人 鈴木 里史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
愛知県瀬戸市新明町三五番地の一四

S M A I L 株式会社
代表清算人 八鳥 信彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
愛知県知多郡美浜町美浜緑苑二丁目一三番

地の七 有限公司豊明エンジニアリング
清算人 堀田 吉広

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
愛知県知多郡武豊町字迎戸一二九番地

株式会社サンキ
代表清算人 三井 美幸

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
愛知県岡崎市欠町字河原田一番地

岡崎魚株式会社
代表清算人 渡辺 英二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
名古屋市西区名西二丁目三一八号

有限会社リアル・クリード
清算人 金 允貞

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
名古屋市北区安井一丁目八番二八号

誠和興業有限公司
清算人 坂野 佳美

解散公告

当社は、令和七年十月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
滋賀県彦根市原町六〇〇番地三三

有限会社井手
清算人 井手 正嗣

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
大阪市西淀川区姫島二丁目四番一〇号パークアベニューアニバースタジオ

SUNDANCE株式会社
代表清算人 陳 妹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
大阪府大阪市大正区小林西一丁目一番号

特定非営利活動法人ジャパンアウトドアメディカルサポート
代表清算人 中川 泰一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
大阪府東大阪市藤野二丁目五番一四号

株式会社ヒューマンファーブ
代表清算人 石原 甲一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
大阪府富田林市藤沢台二丁目二番一〇二号

合同会社一鈴悠
清算人 太田 敏昭

当社は、令和七年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和八年一月十六日
千葉県市川市南行徳1丁目2-18
田口ビル1階

代表取締役 井口 裕弘

第45期決算公告

令和7年12月15日
千葉県市川市南行徳1丁目2-18
田口ビル1階

ミドリ安全千葉西株式会社
代表取締役 井口 裕弘

貸借対照表の要旨(令和7年9月20日現在)

科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 固定資産 資 産 合計	519,003 13,752 532,756
負純資産及び部	流動資本 動主益 資本剩 益益 その他の利益 (うち当期純利益)	447,450 85,305 10,000 75,305 2,500 72,805 (72,470)
負債・純資産合計		532,756

令和八年一月十六日

大阪市平野区喜連六丁目七番二九号

エヌ・ケイ・エス商事株式会社
代表清算人 雪本 泰永

解散公告

当社は、令和七年十二月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市中央区道頓堀一丁目東五七カシハラビル一F N・G・U株式会社 代表清算人 藤阪 亮平

解散公告

当社は、令和七年十二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市中央区内平野町二丁目二番七一六〇一号 盛和国際株式会社 代表清算人 宋 国 兵

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神戸市長田区大谷町三丁目二三番三八号 伯盛国際貿易株式会社 代表清算人 曹 偉

解散公告

当社は、令和七年十二月十九日総社員の同意により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

和歌山市六十谷一三四六番地五〇

アイ・イー・エヌ合同会社 清算人 灰野 稔一

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

広島県府中市元町七七番地一 株式会社 A il e Lin X 代表清算人 小坂 和彦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

大阪市中央区内平野町二丁目二番七一六〇一号 盛和国際株式会社 代表清算人 宋 国 兵

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

神戸市長田区大谷町三丁目二三番三八号 伯盛国際貿易株式会社 代表清算人 曹 偉

解散公告

当社は、令和七年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

香川県丸亀市土器町東三丁目三八四番地 有限会社ミラノ靴店 清算人 大西 祐司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡市博多区中洲四一三一中洲岡部ビル 二号館九〇一号室 合同会社 A T S 清算人 笠井 厚士

解散公告

当社は、令和七年八月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

広島市西区横川町三丁目三番五一四〇一号 N P O 法人国際スナフキン支援プロジェクト 清算人 道上 和生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

香川県高松市国分寺町新名五五〇番地 株式会社譲昌エンジニアリング 代表清算人 松本 昌治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

香川県丸亀市土器町東三丁目三八四番地 有限会社ミラノ靴店 清算人 西村 美紀

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十九日に解散しました。当法人に債権がある方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。申出がない時は清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県飯塚市大日寺四一四番地一存会 清算人 黒岩 勝正

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県福岡市城南区鳥飼五丁目二番五三号 株式会社リックス・プランニング 代表清算人 梅野 典

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

北九州市小倉北区足原一丁目七番二一六〇四号 シーエルテクニロジー株式会社 代表清算人 有吉 昭憲

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

福岡県行橋市宮市町二番八号 有限公司 ヘブンリー 清算人 西村 美紀

第51期決算公告		令和7年12月15日	千葉県市川市川市川市京葉K Sテック	令和7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日	7年12月15日
科	目	金額(千円)					
資の 産部	流動資産	1,564,557					
	固定資産	1,418,167					
	資産合計	2,982,725					
負純 資産 及 び部	流动負債	1,167					
	固定負債	156,506					
	資本	2,524,358					
	資本剰余金	60,000					
	益準備金	359,430					
	他利益	2,104,927					
	評価差額等	2,500					
	純資産合計	2,102,427					
		(22,748)					
		300,692					
	負債・純資産合計	2,982,725					

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都荒川区南千住五丁目一三四番地、
最後の住所三重県名張市美旗中村一八〇〇番
地 德明園地第一四六号

被相続人 亡 廣谷 康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産清算人 弁護士 楠井 嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市世継八三三番地、最後の住
所滋賀県米原市世継七四一一番地

被相続人 亡 横田 勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十
七日までに請求の申出をして下さい。右期間内に
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十六日

滋賀県長浜市高田町九一七 第二〇森野
ビル二〇一

相続財産清算人 弁護士 中村 武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県守山市小島町一八一九番地六、最
後の住所滋賀県大津市大萱七丁目七番二号特
別養護老人ホーム福寿荘

被相続人 亡 伊豆嶋満代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十
七日までに請求の申出をして下さい。右期間内に
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十六日

滋賀県大津市中央三丁目二番一号 ゼザー

ル大津森田ビル四階 大津中央法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古山 力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区小川通丸太町下る仲之町七
番地、最後の住所京都市中京区小川通丸太
町下る中之町七一番地

被相続人 亡 今井たか子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

京都市中京区鳥丸通三条上ル蒔絵屋町二六
三 京榮鳥丸ビル七階 つかさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池戸 建騎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市六十谷一〇五五番地、

最後の住所不明 被相続人 亡 宮崎 一母

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電
ビルディング一階

相続財産清算人 弁護士 福井 俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区青崎一丁目一六五番地、最後
の住所広島市中区江波東一丁目一三番二二一
三〇二号

被相続人 亡 沖本 一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十
八日までに請求の申出をして下さい。右期間内に
お申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年一月十六日

広島市中区千田町二丁目一番二号

相続財産清算人 司法書士 澄川 裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市港町一丁目三番、最後の住
所広島県竹原市港町一丁目三番二三号

被相続人 亡 山根 伸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十
八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

広島県呉市中央一丁目六番九号センタービ
ル呉駅前四階あかつ総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 原 晃志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市倉橋町五二七二番地四、最
後の住所広島市西区中広町二丁目三二番二十五
号

被相続人 亡 石崎 由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年三月十
八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

広島市中区八丁堀二番三一号広島鴻池ビル
九〇五熊野量規法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 麗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県土佐市甲原三七八三番地、最後の
住所高知県土佐市北地二五四番地

被相続人 亡 西村 光吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

事務所高知県土佐市高岡町乙二二三番地一
相続財産清算人 司法書士 小松 弘知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

被相続人 亡 相部 卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年一月十
八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

代表取締役 河野 英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

被相続人 亡 河野 英介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年一月十
八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社 SEA Global

代表取締役 水谷 尚人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
株式会社 SEA Global

被相続人 亡 水谷 尚人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年一月十
八日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和八年一月十六日

相続財産清算人 司法書士 澄川 裕司

第22期決算公告

令和8年1月16日

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

株式会社 SEA Global

代表取締役 水谷 尚人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	79,861
	固定資産	1,190
資産合計		81,052
負純資産及 び部	負債	19,778
	純資産	25,046
	資本	36,227
	負債	17,000
	資本	5,000
	負債	5,000
	資本	14,227
	負債	14,227
	資本	(10,336)
負債・純資産合計		81,052

第6期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

フォーサイトリスクマネジメント株式会社

代表取締役 河野 英介

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	35,794
	固定資産	31,435
資産合計		67,229
負純資產及 び部	負債	19,512
	純資産	47,716
	資本	9,500
	負債	38,216
	純資産	38,216
	資本	(13,913)
負債・純資産合計		67,229

第8期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

丸の内永楽ビルディング

ハウデンプローカーズジャパン株式会社

代表取締役 相部 卓也

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	109,846
	固定資産	20,100
資産合計		129,946
負純資產及 び部	負債	42,992
	純資産	86,954
	資本	18,000
	負債	68,954
	純資産	1,224
	資本	67,730
	負債	(35,259)
負債・純資産合計		129,946

第2期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

S M F L アクエリアス株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	2,531
負純 資産 及の び部	合 計
	2,531
資の 産部	流動 負債
	70
負純 資産 及の び部	株主資本金
	2,461
	資本剰余金
	3,000
	△539
	(その他利益剰余金)
	(△539)
資の 産部	合 計
	2,531

(注) 当期純損失 195千円

第26期決算公告 令和7年11月21日
東京都品川区大崎一丁目2番2号
AMB株式会社
代表取締役会長 金山 泰英
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	1,925,746
	固定 資産
	546,887
	資産合計
	2,472,633
負純 資産 及の び部	流動 負債
	1,997,057
	貯金引当金
	291,779
	固定負債
	160,269
	株主資本
	315,307
	資本剰余金
	79,920
	利益剰余金
	131,670
	△539
	△539
	利息準備金
	103,717
	その他利益剰余金
	12,500
	△293
	△293
	利子準備金
	91,217
	(うち当期純損失)
	(225,978)
	負債・純資産合計
	2,472,633

(注) 当期純損失 195千円

第1期決算公告 令和8年1月16日

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

スフェンリーシング2株式会社

代表取締役 栗山 幸浩

貸借対照表の要旨(令和7年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	4,706
	合 計
	4,706
負純 資産 及の び部	株主資本
	4,706
	資本剰余金
	5,000
	△293
	△293
	利子準備金
	12,500
	△293
	△293
	合 計
	4,706

(注) 当期純損失 293千円

第3期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

カプタスリーシング株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月25日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	2,457,698
	固定 資産
	7,085,819
	資産合計
	9,543,517
負純 資産 及の び部	流動 負債
	677,892
	固定 負債
	8,862,955
	株主資本
	2,669
	資本剰余金
	3,000
	△331
	△331
	利子剰余金
	(その他利益剰余金)
	(△331)
	合 計
	9,543,517

(注) 当期純損失 30千円

第2期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

S M F L レオ株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	3,537
	固定 資産
	221
	資産合計
	3,758
負純 資産 及の び部	流動 負債
	961
	株主資本
	2,797
	資本剰余金
	3,000
	△203
	△203
	利子準備金
	(その他利益剰余金)
	(△203)
	合 計
	3,758

(注) 当期純利益 142千円

第2期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

S M F L ジェミニ株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	2,118
	固定 資産
	442
	資産合計
	2,560
負純 資産 及の び部	流動 負債
	74
	株主資本
	2,487
	資本剰余金
	3,000
	△513
	△513
	利子準備金
	(その他利益剰余金)
	(△513)
	合 計
	2,560

(注) 当期純損失 167千円

第26期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

カーンイギットリーシング株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月25日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	1,998
	合 計
	1,998
負純 資産 及の び部	流動 負債
	58
	株主資本
	1,940
	資本剰余金
	3,000
	△1,060
	△1,060
	利子剰余金
	(その他利益剰余金)
	(△1,060)
	合 計
	1,998

(注) 当期純損失 6千円

第2期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ゼビリーシング株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	2,420
	合 計
	2,420
負純 資産 及の び部	流動 負債
	70
	株主資本
	2,350
	資本剰余金
	3,000
	△650
	△650
	利子準備金
	(その他利益剰余金)
	(△650)
	合 計
	2,420

(注) 当期純損失 306千円

第8期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ピオニーナビゲーション株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	1,369,210
	固定 資産
	1,016,934
	資産合計
	2,386,144
負純 資産 及の び部	流動 負債
	189,059
	固定 負債
	2,194,378
	株主資本
	2,706
	資本剰余金
	3,000
	△294
	△294
	利子準備金
	(その他利益剰余金)
	(△294)
	合 計
	2,386,144

(注) 当期純損失 24千円

第42期決算公告

令和8年1月16日

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ピーエアリーシング株式会社

代表取締役 坂本 隼人

貸借対照表の要旨(令和7年10月25日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動 資産
	1,859
	合 計
	1,859
負純 資産 及の び部	流動 負債
	58
	株主資本
	1,801
	資本剰余金
	3,000
	△1,199
	△1,199
	利子準備金
	(その他利益剰余金)
	(△1,199)
	合 計
	1,859

(注) 当期純損失 194千円

第2期決算公告

令和7年11月21日
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
ダイヤリッシュブル株式会社
代表取締役 神谷 宗範
貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 2,000
	資産合計 2,000
負純 資産 及の び部	流动負債 23
	負債合計 23
株主資本	株主資本金 1,977
資本剰余金	2,000
利益剰余金	△ 22
その他利益剰余金	△ 22
(うち当期純損失)	(5)
純資産合計	1,977
負債・純資産合計	2,000

第2期決算公告

令和7年11月14日
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
ダイヤラトル株式会社
代表取締役 神谷 宗範
貸借対照表の要旨
(令和7年9月21日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 2,000
	資産合計 2,000
負純 資産 及の び部	流动負債 23
	負債合計 23
株主資本	株主資本金 1,977
資本剰余金	2,000
利益剰余金	△ 22
その他利益剰余金	△ 22
(うち当期純損失)	(5)
純資産合計	1,977
負債・純資産合計	2,000

第78期決算公告

2026年1月16日
東京都台東区三筋一丁目17番10号7階
浅田商事株式会社
代表取締役 平尾 明
貸借対照表の要旨
(2025年10月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 1,118,681
	固定資産 45,866
	資産合計 1,164,547
負純 資産 及の び部	流动負債 575,674
	負債合計 66,878
株主資本	株主資本金 521,995
資本剰余金	22,474
利益剰余金	499,521
その他利益剰余金	499,521
(うち当期純利益)	(70,128)
純資産合計	1,164,547
負債・純資産合計	1,164,547

決算公告

令和8年1月16日
東京都武蔵野市境二丁目2番12号
株式会社清本ビル
代表取締役 清本 正法
貸借対照表の要旨
(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 146,935
	固定資産 405,330
	合計 552,265
負純 資産 及の び部	流动负债 12,456
	固定负债 377,050
株主資本	株主資本金 162,759
資本剰余金	500
利益剰余金	162,259
その他利益剰余金	162,259
(うち当期純利益)	(23,164)
合計	552,265

決算公告

令和8年1月16日
東京都武蔵野市境二丁目2番12号
清本建設株式会社
代表取締役 清本 正法
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 356
	固定資産 96
	合計 453
負純 資産 及の び部	流动负债 510
	固定负债 87
株主資本	株主資本金 △144
資本剰余金	50
利益剰余金	△194
利益準備金	4
その他利益剰余金	△199
(うち当期純利益)	(6)
合計	453

第15期決算公告

令和8年1月16日
東京都多摩市山王下一丁目12番地の12
福満ビル2F
株式会社CONOC
代表取締役 山口 一
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 72,314
	固定資産 159,436
	資産合計 231,751
負純 資産 及の び部	流动负债 230,681
	固定负债 78,213
株主資本	株主資本金 △77,158
資本剰余金	90,000
利益剰余金	△167,158
その他利益剰余金	△167,158
(うち当期純損失)	(104,926)
新株予約権	15
合計	231,751
負債・純資産合計	231,751

第5期決算公告

令和8年1月16日
東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
株式会社ウェルネスキャリアサポート
代表取締役 川嶋 一郎
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 122,613
	固定資産 567,253
	合計 689,866
負純 資産 及の び部	流动负债 114,804
	固定负债 587,596
株主資本	株主資本金 △12,534
資本剰余金	30,000
利益剰余金	△42,534
その他利益剰余金	△42,534
(うち当期純損失)	(312)
合計	689,866

第4期決算公告

令和8年1月16日
東京都新宿区新宿三丁目5番6号キューブ
ラザ新宿三丁目
株式会社ブレニチュード
代表取締役 蒲原 翔太
貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 94,378
	固定資産 3,213
	合計 97,591
負純 資産 及の び部	流动负债 123,426
	固定负债 △25,835
株主資本	株主資本金 10,000
資本剰余金	△35,835
利益剰余金	△35,835
その他利益剰余金	(12,257)
合計	97,591

第26期決算公告

令和7年12月15日
東京都千代田区神田須田町一丁目13番5
株式会社グローブテック・ジャパン
代表取締役社長 柄崎 有香
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 194,134
	固定資産 6,658
	資産合計 200,792
負純 資産 及の び部	流动负债 67,320
	固定负债 (2,550)
株主資本	株主資本金 56,977
資本剰余金	76,495
利益剰余金	30,000
その他利益剰余金	46,495
(うち当期純利益)	(23,384)
合計	200,792
負債・純資産合計	200,792

第1期決算公告

令和8年1月16日
東京都港区六本木1-6-1泉ガーデンタワー
ACPトライベッカ特定目的会社
取締役 中村 武
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

科 目	金額
特定資産	9,314
流動資産	9,314
固定資産	0
特定資産合計	9,314
その他の資産	301
流動資産	246
固定資産	53
繰延資産	1
その他の資産合計	301
資産合計	9,615
流動負債	81
固定負債	7,376
負債合計	7,457
社員資本	2,158
特定資本	0
優先資本	2,271
余剰金	△112
純資産合計	2,158
負債・純資産合計	9,615

損益計算書の要旨

(自 令和6年11月14日)
(至 令和7年9月30日)
(単位:百万円)

科 目	金額
営業収益	172
営業費用	285
営業損失	112
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	112
税引前当期純損失	112
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	112

第4期決算公告

令和8年1月16日
東京都中央区日本橋堀留町二丁目7-1
人形町デュープレックス1102
株式会社ゼロイチスタート
代表取締役 諸藤 哲耀
貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 89,572
	固定資産 18,724
	資産合計 108,297
負純 資産 及の び部	流动负债 29,021
	固定负债 49,949
株主資本	株主資本金 29,326
資本剰余金	2,000
利益剰余金	27,326
その他利益剰余金	27,326
(うち当期純利益)	(17,346)
負債・純資産合計	108,297

第74期決算公告 令和7年12月15日
神奈川県中郡二宮町緑が丘
一丁目9番地の2
株式会社興電社
代表取締役社長 井上 茂

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	101,749
	固定資産	126,075
	資産合計	227,824
負純 資 産 及 の び部	流动負債	28,189
	固定負債	15,507
	株主資本	184,128
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	134,128
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	130,378 (10,651)
	合計	227,824

2026年1月16日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
東京共同会計事務所内
日光ベルホールディング特定目的会社
取締役 北川 久芳

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
その他の資産	7,194
流动資産	7,194
	負債合計
社員資本金	1,742
特定資本金	0
優先資本金	175
剰余金	1,567
当期末処分利益	1,567
	純資産合計
資産合計	7,194
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨
(自 2024年10月1日)
(至 2025年9月30日)

(単位:百万円)

科	目	金額
営業収益	1,623	
営業費用	53	
営業外収益	1,569	
営業外費用	0	
常勤経理	3	
税引前当期純利益	1,567	
法人税及び事業税	1,567	
当期純利益	1,567	
当期末処分利益	1,567	

第5期決算公告 令和7年12月16日
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番23号
ペプチエイド株式会社
代表取締役 村上 雅人

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	84,177
	資産合計	84,177
負純 資 産 及 の び部	流动負債	3,393
	負債合計	3,393
	株主資本	80,783
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	1,902,000
	その他資本剰余金	1,001,000
	利益剰余金	901,000
	△ その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 1,921,216
	純資産合計	80,783
	負債・純資産合計	84,177

第13期決算公告

令和7年12月5日
東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
GMOペイメントサービス株式会社
代表取締役 村上 知行

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
流動資産	41,408,249	流動負債	40,089,507		
固定資産	3,007,092	(賞与引当金)	(103,373)		
		(役員賞与引当金)	(26,025)		
		固定負債	3,073		
		株主資本	4,322,760		
		資本剰余金	150,000		
		資本準備金	150,000		
		利益剰余金	4,022,760		
		その他利益剰余金	4,022,760		
		資産合計	44,415,341		
		負債・純資産合計	44,415,341		

損益計算書の要旨
(自 令和6年10月1日)
(至 令和7年9月30日)

(単位:千円)

科	目	金額
売上高	11,229,818	
売上原価	4,852,593	
売上総利益	6,377,225	
販費及び一般管理費	4,676,307	
業界収益	1,700,917	
業界外費用	270,979	
業界常利	83,525	
税引前当期純利益	1,888,371	
法人税、住民税及び事業税	558,118	
法人税等調整額	16,559	
当期純利益	1,313,692	

第42期決算公告

令和8年1月16日

石川県小松市御町甲1番地4
株式会社北国産業

代表取締役 西野 稔彦

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	37,666
	固定資産	34,469
	合計	72,135
負純 資 産 及 の び部	流动負債	4,243
	固定負債	28,663
	株主資本	39,229
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	29,229
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	29,229 (784)
	合計	72,135

第9期決算公告

令和7年12月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内
厚木森の里特定目的会社
取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産	流動負債
固定資産	固定負債
特定資産合計	8,600,985
その他の資産	社員資本
流动資産	327,849
固定資産	100
総資産	A号優先資本金
	56,200
	B号優先資本金
	196,830
	剰余金
	74,719
	当期末処分利益
その他の資産合計	327,849
資産合計	8,928,835
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨
(自 令和7年5月1日)
(至 令和7年10月31日)

(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	379,772	
営業費用	305,933	
営業外収益	73,839	
営業外費用	1,091	
常勤経理	—	
税引前当期純利益	74,930	
法人税、住民税及び事業税	74,930	
当期純利益	210	
前期繰越利益	74,719	
当期末処分利益	0	
	当期純利益	

第16期決算公告 令和7年12月17日
佐賀県唐津市石志字二ノ坪3313番地1
佐賀安全産業株式会社

代表取締役 藤瀬 義明

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	520,616
	固定資産	3,111
	合計	523,728
負純 資 産 及 の び部	流动負債	195,952
	(うち賞与引当金)	(5,250)
	特定資産合計	—
	その他の資産	11,126,966
	流动資産	—
	固定資産	—
	負債合計	1,366,251
	社員資本	9,760,714
	特定資本金	100
	優先資本金	900,000
	剰余金	8,860,614
	当期末処分利益	8,860,614
その他の資産合計	11,126,966	純資産合計
資産合計	11,126,966	負債・純資産合計

第7期決算公告

令和7年12月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号結和税理士法人内
四街道開発特定目的会社
取締役 中津 正憲

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産	流動負債
固定資産	固定負債
特定資産合計	—
その他の資産	社員資本
流动資産	9,760,714
固定資産	100
総資産	優先資本金
	900,000
	剰余金
	8,860,614
	当期末処分利益
その他の資産合計	9,760,714
資産合計	11,126,966
	負債・純資産合計

損益計算書の要旨
(自 令和7年7月1日)
(至 令和7年10月31日)

(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	21,831,240	
営業費用	12,976,362	
営業外収益	8,854,878	
営業外費用	5,877	
常勤経理	0	
税引前当期純利益	8,860,755	
法人税、住民税及び事業税	8,860,755	
当期純利益	141	
前期繰越利益	8,860,614	
当期末処分利益	8,860,614	

第2期決算公告		令和8年1月16日
株式会社M i R E S S O		青森県三沢市大字三沢字下久保 59番地383号
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	203,499 289,299 492,798
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純損失) 合計	318,076 30,000 144,721 100,000 153,524 153,524 △108,802 △108,802 △108,802 (97,783) 492,798

第61期決算公告		令和8年1月16日
木村工業株式会社		群馬県前橋市幸塚町220番地
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	36,570 206,875 243,445
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純損失) 合計	137 33,247 210,061 50,000 160,061 12,500 147,561 (7,080) 243,445

第8期決算公告		令和7年12月18日
株式会社T G L		埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 LAタワー10階
貸借対照表の要旨		
(令和7年9月30日現在)	(単位:千円)	
科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	1,487,404 257,308 1,744,713
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 合計	936,197 808,516 30,000 778,516 778,516 (148,381) 1,744,713

第40期決算公告		令和8年1月16日
ウチノ看板株式会社		埼玉県所沢市三ヶ島一丁目23番地の2
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	2,656,183 1,577,110 4,233,293
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 合計	1,185,818 1,651,432 1,396,043 20,000 1,376,043 1,250 1,374,793 (395,076) 4,233,293
負債・純資産合計		4,233,293

第3期決算公告		令和7年12月18日
株式会社T W C		埼玉県飯能市大字阿須500番地1
貸借対照表の要旨		
(令和7年9月30日現在)	(単位:千円)	
科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	29,022 14,093 43,115
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 合計	32,952 10,162 10,000 162 162 (16,425) 43,115

第27期決算公告		令和8年1月16日
株式会社デジタル・クリエイティブ・ネット		東京都中央区銀座1丁目12番4号
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)		
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	22,016 13,391 35,408
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 自己株式 合計	14,329 1,287 19,792 10,000 11,962 11,962 (19,270) △2,170 35,408
負債・純資産合計		35,408

第26期決算公告		令和8年1月15日
ピップビジネスアソシエ株式会社		東京都千代田区内神田三丁目3番7号
貸借対照表の要旨		
(令和7年10月31日現在)	(単位:千円)	
科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	94,442 94,442
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 合計	30,052 64,390 10,000 40,000 40,000 14,390 2,500 11,890 (9,637) 94,442

決算公告		令和8年1月16日
キールス株式会社		東京都豊島区東池袋三丁目1番4-1020号
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)		
科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産 固定資産 合計	8,738,871 44,357,978 411,687 53,508,536
負純 資 産 及 の び部	流动负债 固定负债 资本 资本 剩余 准备 利益 剩余 金 その他利益剩余金 (うち当期純利益) 合計	26,587,312 26,921,224 10,000,000 2,692,564 2,692,564 14,228,660 14,228,660 (423,191) 53,508,536
負債・純資産合計		53,508,536

合併公告		左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
(乙) 計算書類の公告義務		この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。左記のとおりです。
(甲) 代表取締役	木村 弘典	令和8年1月16日 群馬県前橋市幸塚町二二〇番地 木村弘典好
(乙) 取締役	大橋 尚幸	令和8年1月16日 埼玉県入間市宮寺二七四番地 大橋尚幸
○二〇号	キールス株式会社	令和8年1月16日 東京都豊島区東池袋三丁目一番四 キールス洋一

第 6 期 決 算 公 告

令和8年1月16日 東京都港区南青山二丁目7番30号
ムラハンビル1F
IRISデータラボ株式会社
代表取締役 安達 敦顯
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	110,275
	固定資産	31,855
	合計	142,130
負純 債資 産及 び部	流動負債	55,570
	固定負債	14,284
	定主資本	△37,724
	資本剰余金	10,000
	利息益	△47,724
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△47,724 (28,433)
	新株予約権	110,000
	合計	142,130

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億四百九十五万八千六百八十七円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第39期決算公告

令和8年1月16日 富山市水橋市田袋280番地
株式会社アルト
代表取締役 坂下 明義
貸借対照表の要旨
(令和7年5月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	
資の 産部	流動資産	375,714
	固定資産	1,130,791
	合 計	1,506,506
負純 債 資 産 及 の び部	流动負債	232,085
	固定負債	782,447
	(退職給付引当金)	(8,454)
資 本 利 益 剩 余 金 (その他利益剩余金 (うち当期純利益))	株主資本	491,973
	資本利益	10,000
	剩余金	481,973
	その他利益剩余金 (うち当期純利益))	481,973 (49,110)
合 計	1,506,506	

第39期決算公告

令和8年1月16日
神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目3番28号
株式会社リズモンドエンタープライズ
代表取締役 小澤 賢一
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

(右欄に「平成17年2月28日現在」)(単位・千円)			
科 目		金額	
資の 産部	流動資産	61,536	
	固定資産	25,785	
	合計	87,321	
負純 資產 及の び部	流动負債	2,743	
	固定負債	93,802	
	資本	△9,223	
	本益余	22,000	
	利潤	△31,223	
	その他利益 (うち当期純損失)	△31,223 (33,868)	
合計		87,321	

資本金の額の減少公告
当社は資本金の額を一千二百萬円減少し、
一千萬円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
令和八年一月十六日
神奈川県藤沢市辻堂東海岸三丁目三番
二八号
株式会社リズモンドエンタープライズ
代表取締役 小澤 賢一

第 2 期 決 算 公 告

令和8年1月16日
富山市八日町247番地16
株式会社BRIGHT
代表取締役 稲林 豊
貸借対照表の要旨
(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の部	流動資産	23,418
	合計	23,418
負純 債 資 產 及 の び部	流動負債	16,943
	負債の部合計	16,943
資 產 及 の び部	株主資本	6,475
	資本剰余金	7,000
	利益剰余金	△524
	その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△524 (2,414)
	純資産の部合計	6,475
	合計	23,418

決 算 公 告

令和8年1月16日
東京都新宿区新宿三丁目11番12-902号
株式会社リリーフ
代表取締役 時田 真吾
貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在)				(単位:千円)
科 目		金 額		
資の 産部	流動資産		1,728	
	固定資産		5,550	
合 計			7,279	
負純 資本 債及 のび部	流动資本	負債	本金	7,009
	株主資本	资本	余益	269
		利息	その他利益	15,000
		△	△	△14,730
		△	△	△14,730
		△	△	(5,207)
合 計			7,279	

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
令和八年一月十六日

第13期決算公告 令和7年12月25日

第10回決算会議
令和7年10月31日現在
愛知県小牧市小木東三丁目41番地
DNP田村プラスチック株式会社
代表取締役社長 林 昭彦
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目		金額(百万円)
資の 産部	流動資産	5,165
	固定資産	4,073
	合計	9,238
負純 資產 及の び部	流動負債	881
	固定負債	269
	株主資本	8,087
	資本剰余金	60
	資本準備金	1,377
	資本剩余额	1,021
	その他資本	356
	利益剰余金	6,649
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	6,649 (452)
負債・純資産合計		9,238

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

2026年1月18日に取扱い（サービス）を終了する、BALUKO LAUNDRY PLACE 若葉ケヤキモール発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

- ・ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号
株式会社Getter LAB
 - ・ 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
BALUKO LAUNDRY PLACE 若葉ヶヤキモール バルコカード
 - ・ 払戻しの申出期間
2026年1月18日（日）10:00～2026年4月18日（土）23:59
※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。
 - ・ 申出の方法 WEBページに記載の通り (<https://baluko.jp/news>)
 - ・ 払戻しの方法 銀行振込にて先着順全額払いたします。
 - ・ 払戻しに関する問い合わせ先
株式会社OKULAB カスタマーサポート (info@okulab.co.jp)
2026年1月16日

株式会社 Getter LAB

第3期決算公告 令和8年1月15日
名古屋市中区丸の内三丁目18番地28号

K S G ホールディングス株式会社
代表取締役社長 今枝 伸保
貸借対照表の要旨(会和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰合	23,050 1,778,480 0 1,801,531
負純 資 産 及 び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他の資本 利益剰余金 その他の利益 (うち当期純利益)	5,613 211,061 1,584,857 10,000 1,568,597 1,568,597 6,260 6,260 (5,872) 1,801,531

第10期決算公告

令和8年1月16日
佐賀県唐津市八百屋町1558番地
株式会社MEAT TOMORU
代表取締役 佐々木宏之
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	96,425
	固定資産	15,368
	合計	111,793
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	18,362
	固定負債	131,389
	資本	△37,957
資本 利 益 及 の び 部	資本	3,000
	利益	△40,958
	繰越利益	△40,958
資本 利 益 及 の び 部	余金	(116)
	合計	111,793

第8期決算公告

令和8年1月16日
佐賀県唐津市八百屋町1559番地
株式会社肉のともる
代表取締役 佐々木美樹
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	118,677
	固定資産	68,754
	合計	187,431
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	130,287
	固定負債	96,826
	資本	△39,682
資本 利 益 及 の び 部	資本	3,000
	利益	△42,682
	繰越利益	△42,682
資本 利 益 及 の び 部	余金	(6,454)
	合計	187,431

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和8年1月16日

佐賀県唐津市八百屋町一五五九番地

(甲) 株式会社肉のともる
代表取締役 佐々木美樹

佐賀県唐津市八百屋町一五五八番地
(乙) 株式会社MEAT TOMO
R U 代表取締役 佐々木宏之

第28期決算公告

令和8年1月16日
千葉県松戸市高塚新田216番地3
ヤスイ住宅販売株式会社
代表取締役 飯島 崇則
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	734,721
	固定資産	53,035
	資産合計	787,757
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	643,436
	固定負債	87,410
	資本	56,910
資本 利 益 及 の び 部	資本	23,000
	利益	33,910
	その他利益	33,910
資本 利 益 及 の び 部	余金	(38,302)
	合計	787,757

第38期決算公告

令和8年1月16日
千葉県船橋市前原西四丁目38番19号
株式会社横尾材木店千葉
代表取締役 飯島 崇則
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,261,882
	固定資産	640,951
	資産合計	2,902,834
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	119,124
	固定負債	(2,050)
	資本	1,700,000
資本 利 益 及 の び 部	資本	1,083,710
	利益	10,000
	その他利益	20,000
資本 利 益 及 の び 部	余金	1,053,710
	合計	1,053,710

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

千葉県船橋市前原西四丁目三八番一九号

(甲) 株式会社横尾材木店千葉
代表取締役 飯島 崇則

(乙) ヤスイ住宅販売株式会社
代表取締役 飯島 崇則

第7期決算公告 令和8年1月16日
東京都八王子市南大沢一丁目20番地1
We Care株式会社
代表取締役 畠 眞男
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	8,420
	固定資産	27,622
	資産合計	36,042
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	1,042
	固定負債	49,270
	負債合計	50,312
資本 利 益 及 の び 部	株主資本	△14,270
	資本	5,000
	利益	△19,270
資本 利 益 及 の び 部	その他利益	△19,270
	余金	(718)
資本 利 益 及 の び 部	純資産合計	△14,270
	負債・純資産合計	36,042

第10期決算公告 令和8年1月16日

東京都八王子市七国四丁目10番10号
MCP実業投資株式会社
代表取締役 畠 真男
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	15,974
	固定資産	188,678
	資産合計	204,652
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	1,206
	固定負債	198,130
	負債合計	199,336
資本 利 益 及 の び 部	株主資本	5,317
	資本	5,000
	利益	317
資本 利 益 及 の び 部	その他利益	317
	余金	(123)
資本 利 益 及 の び 部	純資産合計	5,317
	負債・純資産合計	204,652

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。第三一社の株主総会に基づく議決権(甲は会社法に基づく議決権)は令和八年二月二十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が行う二箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

東京都八王子市七国四丁目10番10号

(甲) MCP実業投資株式会社
代表取締役 畠 真男

(乙) 株式会社横尾材木店千葉
代表取締役 飯島 崇則

第52期決算公告 令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額	
流動資産	303,614	296,491	
固定資産	135,054	(27)	
資産合計		79,828	
流动負債		(57)	
固定負債		62,348	
資本		25,025	
資本		24,975	
資本		12,348	
資本		12,348	
資本		(12,297)	
資産合計	438,668	負債・純資産合計	438,668

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書
提出済。

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書

(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
神奈川県横浜市西区高島一丁目2番5号
いすゞ自動車販売株式会社
代表取締役 岡添 俊介

効力発生日は令和八年四月一日を予定してあります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公司が掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告

第77期決算公告 令和8年1月16日
岐阜県岐阜市柳津町流通センター
二丁目5番1号
岐阜陸運株式会社
代表取締役 酒向 幸司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	393,255
固定資産	356,434
合 計	749,690
負純 資産 及の び部	
流動負債 (賞与引当金)	49,479 (5,040)
固定負債 (退職給付引当金)	13,560 (13,560)
株主資本	686,650
資本金	28,160
利益剰余金 (利益準備金)	658,490 (7,040)
合 計	749,690

第73期決算公告 令和8年1月16日
岐阜県岐阜市柳津町流通センター
三丁目1番3号
蔵前運輸倉庫株式会社
代表取締役 小関 隆久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	203,178
固定資産	481,728
合 計	684,907
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	40,745 21,555 622,606
固定負債 債券本益 利得	28,300 4,321 4,321
株主資本 その他の資本	589,984 (7,075) (15,498)
合 計	684,907

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月16日
岐阜県岐阜市柳津町流通センター三丁目1番3号
目一一番三号
(甲) 蔵前運輸倉庫株式会社
代表取締役 小関 隆久
(乙) 岐阜陸運株式会社
代表取締役 酒向 幸司

第18期決算公告 令和8年1月16日

静岡県静岡市葵区栄町1番地の3

鈴与ホームパル株式会社

代表取締役 菅野 敦

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	330
固定資産	10
資 産 合 計	340
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	259 17 63
固定負債 債券本益 利得	40 23 23
株主資本 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	40 23 (37)
合 計	340
負債・純資産合計	340

第60期決算公告 令和8年1月16日

静岡県静岡市清水区横砂2252番地

株式会社鈴与ガスあんしんネット

代表取締役 兼子 浩之

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流動資産	673
固定資産	172
資 産 合 計	845
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	355 341 148
固定負債 債券本益 利得	50 5 5
株主資本 その他の資本 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	93 12 81 (3)
合 計	845
負債・純資産合計	845

合併 公告
債権者及び株主等関係者各位左記会社は合併して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司に對し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌月から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月16日
静岡県静岡市清水区横砂2252番地
静岡市葵区栄町1番地の3
(甲) 株式会社鈴与ガスあんしんネット
代表取締役 兼子 浩之
(乙) 鈴与ホームパル株式会社
代表取締役 菅野 敦

第10期決算公告 令和8年1月16日
静岡市駿河区中島1707番地の3**株式会社ハイテック**

代表取締役 高柳 真也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	468
固定資産	1,500
資 産 合 計	1,968
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	379 4,462 △2,872
固定負債 債券本益 利得	1,000 △3,872 △3,872
株主資本 その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	1,000 △(620)
合 計	1,968

第8期決算公告 令和8年1月16日
静岡市駿河区中島1707番地の3**株式会社エストラッド**

代表取締役 高柳 真也

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	18,925
固定資産	820,888
資 産 合 計	842,788
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	12,500 783,103 47,184
固定負債 債券本益 利得	1,000 46,184 46,184
株主資本 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	46,184 (13,888)
合 計	842,788
負債・純資産合計	842,788

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌月から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(乙) 左記のとおりです。

令和8年1月16日
静岡市駿河区中島1707番地の3
静岡市駿河区中島一七〇七番地の三
(甲) 株式会社エストラッド
代表取締役 高柳 真也
(乙) 株式会社ハイテック
代表取締役 高柳 真也

決算公告 令和8年1月16日
岡山市南区新福二丁目3番33号**MOCOMシステム株式会社**

代表取締役 竹並 敏之

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	3,161
固定資産	5
資 産 合 計	3,166
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	21,803 △18,636 3,000
固定負債 債券本益 利得	△21,636 △21,636 (24,016)
株主資本 その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	21,636 (24,016)
合 計	3,166

決算公告 令和8年1月16日
岡山県倉敷市下庄792番地

MAC倉敷庄コート701号

株式会社Revive

代表取締役 竹並 敏之

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	27,154
固定資産	72,948
資 産 合 計	100,103
負純 資産 及の び部	
流動負債 債券本益 利得	15,203 71,752 13,148
固定負債 債券本益 利得	1,500 11,648 11,648
株主資本 その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	46,184 (2,009)
合 計	100,103

合併 公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司が掲載の翌月から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月16日
岡山市南区新福二丁目3番3号
敷庄コート七〇一号
(甲) 株式会社Revive
代表取締役 竹並 敏之
(乙) MOCOMシステム株式会社
代表取締役 竹並 敏之

第4期決算公告

令和8年1月16日
熊本県球磨郡あさぎり町上南3205番地
サードワークス株式会社
代表取締役 横木 裕孝

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	30,129
固定資産	63,749
合 計	93,879
負純資産及のび部	
流動負債	71
固定負債	90,000
株主資本	3,808
利益	5,000
剰余金	△1,191
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,191 (57)
合 計	93,879

第15期決算公告

令和8年1月16日
熊本市中央区新大江一丁目14番3号
フォワードホールディングス株式会社
代表取締役 横木 裕孝

貸借対照表の要旨

(令和7年11月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	446
固定資産	104,724
合 計	105,171
負純資産及のび部	
流動負債	81
固定負債	84,510
株主資本	20,580
利益	10,000
剰余金	10,580
その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,580 (11,292)
合 計	105,171

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

熊本市中央区新大江一丁目一四番三号

(甲) フォワードホールディングス

株式会社

代表取締役 横木 裕孝

熊本県球磨郡あさぎり町上南3205番地

(乙) サードワークス株式会社

代表取締役 横木 裕孝

乙の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	59,380
固定資産	143,553
基本財産	90,949
その他の固定資産	52,603
合 計	202,934
負純資産及のび部	
流動負債	10,953
固定負債	4,500
株主資本	17,476
国庫補助金等特別積立金	38,888
その他の積立金	37,060
次期繰越活動増減差額	94,056
(うち当期活動増減)(差額)	(△2,220)
合 計	202,934

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	776,825
固定資産	950,650
基本財産	685,666
その他の固定資産	264,984
合 計	1,727,476
負純資産及のび部	
流動負債	124,444
固定負債	213,418
株主資本	338,531
国庫補助金等特別積立金	290,985
その他の積立金	116,248
次期繰越活動増減差額	643,848
(うち当期活動増減)(差額)	(67,430)
合 計	1,727,476

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

鹿児島県鹿屋市海道町七二九番地六

(甲) 社会福祉法人愛光会

理事長 藤園智信

(乙) 社会福祉法人花岡福祉会

第2期決算公告

令和8年1月16日
東京都豊島区南長崎三丁目17番8号
株式会社トランザクション
代表取締役 笹井 大輔

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	37,206
固定資産	793
合 計	37,999
負純資産及のび部	
流動負債	38,348
株主資本	△349
利益	1,000
剰余金	△1,349
その他利益剰余金(うち当期純利益)	△1,349 (1,596)
合 計	37,999

第16期決算公告

令和8年1月16日
東京都豊島区南長崎三丁目17番8号
株式会社RAID
代表取締役 笹井 大輔

貸借対照表の要旨

(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	98,792
固定資産	26,698
合 計	125,490
負純資産及のび部	
流動負債	81,614
固定負債	16,571
株主資本	27,304
利益	3,000
剰余金	24,304
その他利益剰余金(うち当期純損失)	24,304 (1,910)
合 計	125,490

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年二月二十七日であります。この合併の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

東京都豊島区南長崎三丁目一七番八号

(甲) 株式会社RAID

代表取締役 笹井 大輔

(乙) 株式会社トランザクション

第10期決算公告

令和8年1月16日
大阪市北区大淀南二丁目2番9-1721号
株式会社ワイズ
代表取締役 吉田 和成

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	25,402
固定資産	119,191
合 計	144,593
負純資産及のび部	
流動負債	1,117
固定負債	85
株主資本	143,390
利益	3,000
剰余金	140,390
その他利益剰余金(うち当期純利益)	140,390 (190)
合 計	144,593

第20期決算公告

令和8年1月16日
大阪市中央区平野町三丁目3番7-901号
日本リアルエステート株式会社
代表取締役 吉田 和成

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	730,528
固定資産	1,308,001
合 計	2,038,529
負純資産及のび部	
流動負債	14,540
固定負債	1,503,201
株主資本	520,787
利益	90,000
剰余金	430,787
その他利益剰余金(うち当期純利益)	430,787 (22,878)
合 計	2,038,529

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日

大阪市北区大淀南二丁目二番九之一七二一号

(甲) 日本リアルエステート株式会社

代表取締役 吉田 和成

(乙) 株式会社ワイズ

代表取締役 吉田 和成

第68期決算公告

令和7年12月16日

千葉県市川市塩浜2丁目30番地

アズマプレコード株式会社

代表取締役社長 石井 伸之

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	1,302,053
固定資産	1,892,915
有形固定資産	1,624,840
無形固定資産	41,733
投資その他の資産	226,341
資産合計	3,194,969
負債及び純資産の部	
流動負債	434,186
賞与引当金	31,666
その他	402,520
固定負債	289,539
退職給付引当金	190,846
役員退職慰労引当金	45,900
その他	52,793
負債合計	723,726
株主資本	2,440,255
資本剰余金	250,000
資本準備金	36,000
利益剰余金	36,000
利益準備金	2,154,255
その他利益剰余金	44,160
(うち当期純利益)	2,110,095
評価・換算差額等	(50,413)
その他有価証券評価差額金	30,987
純資産合計	2,471,242
負債・純資産合計	3,194,969

第64期決算公告

令和8年1月16日

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

二幸産業株式会社

代表取締役 原 敬一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の部	
流動資産	6,074,390
固定資産	1,788,080
資産合計	7,862,471
負債及び純資産の部	
流動負債	3,202,150
うち賞与引当金	500,000
固定負債	1,133,777
株主資本	3,443,972
資本剰余金	50,000
資本準備金	10,000
利益剰余金	10,000
利益準備金	3,383,972
その他利益剰余金	12,500
(うち当期純利益)	3,371,472
評価・換算差額等	(153,258)
その他有価証券評価差額金	82,570
負債・純資産合計	7,862,471

合併公報

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月16日
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
(甲)二幸産業株式会社
代表取締役 原 敬一
(乙)株式会社アセント
代表取締役 原 敬一

第36期決算公告

令和8年1月16日 静岡県浜松市中央区砂山町353番地1

株式会社アセント

代表取締役 原 敬一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の部	
流動資産	131,881
固定資産	745,330
資産合計	877,211
負純資産及び部	
流動負債	636,978
うち賞与引当金	3,300
固定負債	982,457
株主資本	△742,223
資本剰余金	50,000
資本準備金	290,910
利益剰余金	290,910
その他利益剰余金	△1,083,134
(うち当期純損失)	△1,083,134
負債・純資産合計	877,211

第22期決算公告

令和8年1月16日

静岡県浜松市中央区高林五丁目6番31号

エネジン株式会社

代表取締役 藤田源右衛門

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の部	
流動資産	5,514,752
固定資産	3,839,851
総資産	5,562
資産合計	9,360,166
負債及び純資産の部	
流動負債	1,482,552
従業員賞与引当金	95,000
その他	1,387,552
固定負債	3,969,426
退職給付引当金	32,444
修繕引当金	407,000
その他	3,529,981
株主資本	3,908,188
資本剰余金	90,000
資本準備金	738,867
利益剰余金	738,867
利益準備金	3,079,320
その他利益剰余金	3,570
(うち当期純利益)	3,075,750
負債・純資産合計	(228,378)
負債・純資産合計	9,360,166

第28期決算公告

令和8年1月16日

京都府綾喜郡井手町大字井手小字柏原

21番地の1

株式会社ウイング

代表取締役 古賀 太志

貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の部	
流動資産	177,256,007
固定資産	1,414,039,496
総資産	183,600
合計	1,591,479,103
負債及び純資産の部	
流動負債	98,608,779
固定負債	472,838,000
株主資本	1,020,032,324
資本剰余金	21,000,000
資本準備金	952,053,694
その他資本剰余金	952,053,694
利益剰余金	46,978,630
利益準備金	111,672
その他利益剰余金	46,866,958
(うち当期純利益)	(16,225,023)
合計	1,591,479,103

合併公報

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月16日
京都府綾喜郡井手町大字井手小字柏原二番地の一
(甲)株式会社ウイング
代表取締役 古賀 太志
(乙)株式会社平和観光
代表取締役 上野 雅弘

第51期決算公告

令和8年1月16日 大阪市城東区新喜多一丁目1番3号

株式会社平和観光

代表取締役 上野 雅弘

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(円)
資の部	
流動資産	15,666,159
固定資産	32,155,779
合計	47,821,938
負純資産及び部	
流動負債	4,881,992
固定負債	5,000,000
株主資本	37,939,946
資本剰余金	18,500,000
資本準備金	20,439,946
利益剰余金	2,550,000
その他利益剰余金	17,889,946
(うち当期純利益)	(941,693)
自己株式	△1,000,000
合計	47,821,938

第14期決算公告

令和8年1月16日

神戸市兵庫区大開通七丁目1番17号

株式会社トモエシステム

代表取締役 柳瀬 秀人

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	9,249,551
	固定資産	1,076,439
合 計		10,325,990
負債及び純資産の部	流動負債	8,688,021
	固定負債	133,625
	資本	1,504,344
	資本	10,000
	資本	45,881
	資本	45,881
	資本	1,569,960
	資本	2,500
	資本	1,567,460
	資本	(425,466)
	資本	△121,497
合 計		10,325,990

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月16日
 神戸市兵庫区大開通七丁目1番17号
 (甲) 株式会社トモエシステム
 代表取締役 柳瀬 秀人
 (乙) 日栄商事株式会社
 代表取締役 柳瀬 秀人

第37期決算公告

令和8年1月16日
 千葉県市川市堀之内三丁目17番28号
 日栄商事株式会社
 代表取締役 柳瀬 秀人

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	320,570
	固定資産	35,072
合 計		355,958
負純 資産 及の び部	流動負債	190,525
	固定負債	2,001
	資本	163,433
	資本	11,750
	資本	151,683
	資本	2,938
	資本	148,745
	資本	(40,935)
合 計		355,958

第76期決算公告

令和8年1月16日

広島県府中市桜が丘三丁目3番地1

ヒロボ一株式会社

代表取締役 松坂晃太郎

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資産の部	流動資産	1,335,378
	固定資産	2,075,008
合 計		3,410,387
負債及び純資産の部	流動負債	618,882
	固定負債	5,854
	資本	15,820
	資本	597,207
	資本	1,818,124
	資本	61,120
	資本	1,757,004
負債の部合計		2,437,007
株主資本の部	株主資本	843,431
	資本	80,008
	資本	951
	資本	951
	資本	762,471
	資本	10,980
	資本	751,491
	資本	(32,962)
	評価・換算差額等	129,948
	有価証券評価差額	129,948
純資産の部合計		973,379
合 計		3,410,387

第51期決算公告

令和8年1月16日

兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目3番30号

サンエー技研株式会社

代表取締役 三宅 健

貸借対照表の要旨

(令和7年2月20日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	2,404,465
	固定資産	1,709,601
合 計		4,114,067
負債及び純資産の部	流動負債	733,617
	固定負債	19,000
	退職給付引当金	644,538
	役員退職引当金	93,638
	株主資本	350,900
	資本	2,732,402
	資本	98,460
	資本	86,460
	資本	86,460
	資本	2,547,482
	資本	24,615
	資本	2,522,867
	資本	(39,671)
	資本	3,509
	資本	3,509
合 計		4,114,067

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和8年1月16日
 兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目3番30号
 (甲) サンエー技研株式会社
 代表取締役 三宅 健
 (乙) S&Eエンジニアリング株式会社
 代表取締役 三宅 健

第3期決算公告

令和8年1月16日
 兵庫県尼崎市金楽寺町一丁目3番30号

S & E エンジニアリング株式会社

代表取締役 三宅 健

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	25,795
	固定資産	216
合 計		26,167
負債及び純資産の部	流動負債	68,388
	固定負債	(賞与引当金)
	資本	847,974
	資本	(2,123)
	資本	1,084,045
	資本	100,000
	資本	496,244
	資本	496,244
	資本	491,725
	資本	148,250
	資本	343,475
	資本	(116,642)
	資本	△3,924
	資本	77,118
	資本	77,118
合 計		2,335,083

第102期決算公告 令和8年1月16日

札幌市中央区南3条東5丁目2番地

日本清酒株式会社

代表取締役社長 佐藤 友治

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	617,062
	固定資産	1,718,021
合 計		2,335,083
負債及び純資産の部	流動負債	325,946
	固定負債	(9,938)
	資本	847,974
	資本	(2,123)
	資本	1,084,045
	資本	100,000
	資本	496,244
	資本	496,244
	資本	491,725
	資本	148,250
	資本	343,475
	資本	(116,642)
	資本	△3,924
	資本	77,118
	資本	77,118
合 計		2,335,083